

平成17年 6 月16日

1. 出席議員

1 番	徳 村	博 紀
2 番	伊 東	茂
3 番	福 井	正
4 番	水 頭	喜 弘
5 番	橋 爪	敏
6 番	山 口	瑞 枝
7 番	中 村	雄一郎
8 番	橋 川	宏 彰
9 番	森 田	峰 敏
10 番	北 原	慎 也
11 番	寺 山	富 子

12 番	岩 吉	泰 彦
13 番	井 手	常 道
14 番	青 木	幸 平
15 番	中 村	清
16 番	谷 口	良 隆
17 番	中 島	邦 保
18 番	吉 田	正 明
19 番	谷 川	清 太
20 番	松 尾	征 子
21 番	中 西	裕 司
22 番	小 池	幸 照

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	田 中	義 明
局 長 補 佐	坂 本	芳 正
管 理 係 長	迎	英 昭

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
助	役	出	村	素	明
総務部	長	唐	島		稔
市民部	長	坂	本	博	昭
産業部	長	山	本	克	樹
建設環境部	長	江	頭	毅	一郎
企画課	長	北	村	建	治
総務課	長	北	村	和	博
財政課	長	藤	田	洋	一郎
市民課長兼 選挙管理委員会事務局長		中	村	和	典
税務課	長	北	御門	敏	則
福祉事務所	長	迎		和	泉
保険健康課	長	井	手	讓	二
農林水産課	長	平	石	和	弘
商工観光課	長	福	岡	俊	剛
都市建設課	長	中	川		宏
環境下水道課	長	藤	家	敏	昭
まちなみ活性課	長	松	浦		勉
水道課	長	井	手	清	治
会計課	長	森		久	幸
教	育	小	野	利	幸
教育次長兼庶務課長		中	橋	孝	司郎
生涯学習課長兼中央公民館長		中	村	博	之
同和対策課長兼 生涯学習課参事		谷	口	秀	男
農業委員会事務局長		一ノ瀬		健	二
監査委員事務局長		安	富	弘	信
監査委員		江	口		徹

平成17年 6 月16日（木）議事日程

開 議（午前10時）

日程第 1 一般質問（通告順による）

平成17年鹿島市議会 6 月定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
9	16 谷 口 良 隆	1. 合併破綻をどう総括されたかを問う。 2. J R 存続運動をどう展開していくか。 3. 産廃埋立地は協定を遵守されているか。 4. 207号バイパス騒音対策を再度問う。
1 0	9 森 田 峰 敏	1. J R 長崎本線存続について。 2. 市町村合併問題。 3. 行財政改革について。 (1) 官から民へ。
1 1	21 中 西 裕 司	1. 新鹿島市株式会社論について（その 2）。 (1) 鹿島市政の再生をどう計るか。 ① 合併についての検証。 ② 長崎本線の政策課題は。 ③ 情報公開の運用
1 2	8 橋 川 宏 彰	1. 市職員の公権力の行使と個人情報の保護について。 2. 市内小中学校における教科書採択のあり方について。 (1) 教科書採択の過程について。 (2) 歴史教科書について。

午前10時 開議

○議長（小池幸照君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第 1 一般質問

○議長（小池幸照君）

本日の日程は、お手元の日程表どおり一般質問を行います。

通告順により、順次質問を許します。

まず、16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

おはようございます。連日、御苦勞でございます。それでは、谷口良隆、ただいまから通告の４点について一般質問をいたします。４項目はそれぞれ事前に通知ありますので、項目の発言は省略をいたしますが、早速、質問に入りたいと思います。

まず、第１点目の、合併破綻をどう総括されたかについてお尋ねをいたしたいと思います。

平成の大合併は、全国 3,232の市町村であったものが来春には 1,822へと４割以上も減る見通しとなって幕引き段階に入ったようでございます。佐賀県内の市町村も49市町村から23市町村に減じることになったということで報じられております。当地域では、当初、杵藤地区構想から始まり、任意協議会による武雄市を含む２市４町構想、向こう１年間余りについては太良町との１市１町で法定協議が進めてられてまいりました。

しかし、本市はいずれの協議も成就することなく破綻、単独自治を選択せざるを得なくなったわけであります。鹿島市民には、これまで合併を望む人、あるいは引き続き単独自治で行ってほしいということを望む人、それぞれに結果に対する評価はあったと思いますが、それはそれとして、行政としては合併ありきで市民を巻き込んで、その合併効果とされるいろんな夢を市民に与えてきたわけでございます。いずれの結果であったとしても、終局を迎えた今日、行政の責任と単独自治で歩もうとする今後の姿勢の展望について説明責任を果たす役割が求められているのだと思います。

そうした観点から、一昨日の伊東議員の質問に対して一定の回答が行われましたが、私は、それらも踏まえた上において、なお、以下の点について質問を整理いたしまして、さらに執行部の所信を伺いたいと思っております。

まず、第１点目に鹿島市に夢を与えてきた一連の結末について行政責任をどのように考えられておるのか、その点、改めてお伺いをいたしたいと思います。

桑原市長は、たびたび太良町との合併について、今後の財政問題を初め避けて通れない課題であり、不退転の決意で事に当たっていく旨、その決意のほどを述べられ、市民の結集を呼びかけられてきたわけでございますが、不退転であったものが、にわかに合併なき後の議論は財政基盤強化というテーマにすりかわったという印象がぬぐえませんが、まずありきは、行政と市民を動員した合併が実現できなかったことに対する説明責任と、責任の所在を明確にすることから始まるのが常道ではないかと考えるわけでございます。

その点、一昨日の答弁では責任の所在が一方の当事者であった先方方にあるという言い回しでは、責任ある当事者としての説明にはならないと思うわけであります。先方は先方の総括があればいいわけでありまして、市民が問いたいのは、鹿島市としての合併協議を歩んできた道と、その結果について責任の所在と今後の行政展開の道筋を示すことではないかと思えます。感情を交えず、市民にわかりやすくひもといて、市勢進展に市民が再結集できる総括を行っていただきたいと思うわけでございます。

次に、新合併特例法への対応についてお伺いをいたします。

政府は、1万人未満の市町村や規模的に政令都市の採れる市町村を中心に引き続き合併を推進させたいとして、これまでの合併特例法の期限切れの上に新合併特例法を準備しているようでございますが、桑原市長は新合併特例法で動く第2次合併の流れに乗る考えを持っておられるかどうかについて、改めて確認を申し上げておきたいと思っております。

三つ目に、合併の破綻によってぼっかりあいた財政問題などの穴をどうふさぐおつもりなのかについてお尋ねをいたします。

説明されてきた約350億円の財政効果を初めとする行財政施策シミュレーションが、合併破綻と同時に破綻することになったわけでございますが、この問題をどう処理すべきかでございます。執行部は、直ちに財政基盤強化対策の策定に着手をされているようでございますが、概要を申し上げれば財政の帳じり合わせでございます。私は、その前になすべきことがあるのではないかと考えております。出費を抑え、不足分は市税をも含む市民負担という議論は事務的話であって、当面の措置としてはあり得るとしても市政の長期展望に立った改革議論とは思えません。財政対策に主体的に取り組む課題は、根本的には市税増収にいかなる手だてが必要なのかの議論ではないかと考えております。県内の市の状況と比較してみても決してよくない歳出に占める本市の市税の構成を、少なくとも他市並みに引き上げる政策的手だてを本格的に考えるべきではないかと思うわけでございます。それは、市税の税収を左右する産業の育成、市民所得水準の引き上げにいかなる施策を打っていくかではないかと思うわけでございます。鹿島の市民1人当たりの所得は、先般、議員にも配付をされました数字で見る鹿島、これは平成15年度版でございますけど、平成10年で市民1人当たりの所得は2,280千円。平成11年で2,350千円、平成12年で2,330千円と決して高くない水準を横ばい、あるいは低迷状態が続いているわけでございます。本市の一般会計に占める地方税の割合もそのごとく20%台前半でしかなく、県下7市で下位から2番目に甘んじているわけでございます。鹿島市のかつての復権という大きなテーマも含めた産業政策、市民所得引き上げの政策こそが最も根本に据わって初めて当面の帳じり合わせ論が生きてきますし、多少の辛抱も市民が許容してくれるものと信じております。

4番目に、最後に合併協議を契機に感情的問題に引きずられることなく、先方の太良との間で失った行政関係の信頼修復と関係発展という見地から、執行部の抱いておられる感想とともに今後の心構えについてお尋ねをいたして、この件に対する1回目の質問といたします。

次に、JR問題についてお尋ねをいたします。

初めから水差すような発言が申しわけございませんが、鹿島市政の重要な外交課題であったかつての養護学校誘致の問題、そして今般の合併問題、いずれも近年、桑原市政が掲げてきた市政における外交課題の失敗が続いております。今回のJR問題も、将来にわたる鹿島市にとっての大きな外交課題となっておりますが、そうした過去の外交結果が重なって映るのは私一人ではないと思います。今回のJR問題は、それから過去の課題より厳しい環境や

条件のもとで取り組みが進められているわけでございます。政府予算が計上された中での新幹線整備と並行在来線問題でございます。

ちなみに、諫早湾干拓工事の公称投資対効果は0.83と言われております。恐らく平成18年度に実施をされます時のアセスメントでは、さらにそれを下回ることが確定的と見られております。土地改良法は、投資対効果1を下回る事業効果の事業は認めておりません。つまり、土地改良法違反の事業が諫早湾干拓事業なのでございますが、不条理で政府の構造改革にも反する事業であったといっても、一たん国が決めた事業は、そのほとんどが動き出しているのが、残念ながら現実の姿でございます。

私も、先ごろ雑誌の取材を受けたり、長崎新聞からの取材を受けてきた経過もございますが、不条理な長崎新幹線建設と並行在来線の扱いの問題は、このまま計画どおりに進められるとするならば、将来、呼子線の問題や、あるいは今申します諫早湾問題の二の舞を踏むことにもなりかねない、政府に警鐘を鳴らしたいと思います。離島や周辺を多く抱える長崎県にとっては、離島振興法切れの問題や近年の公共工事抑制の時代に、長崎県財界からは新幹線建設はどうしても必要な事業なのかもしれませんが、かといって、佐賀県県政全般の浮揚に疑いのある事業を、長崎県が佐賀県分の地元負担を一部肩がわりしてでもなし遂げたいというやり方に、その不道理さと抗議の一言も申し上げたいくらいでございます。少し横道にそれましたが、とめてとまらぬ公共事業と鹿島市など1市2町の戦いの構図は、養護学校や合併問題をしのぐ力関係であることは、現状、間違いないと思います。

そこで、お尋ねでございますけれども、再開されました佐賀県との協議に関して、どういう戦略、戦術を持ってこれから8月末と言われます交渉期限までに取り組みと展開をされようとしているのかを、市民の前にわかりやすく説明いただければというふうに考えております。

以上は、存続運動を支える市民運動の再結束を願ってからの趣旨の質問でございますので、市長の方針を示していただきたいというふうに思います。最後の切り札は、1町村でも反対があれば、くい1本打たせないという古川知事の発言に行き着くのかかもしれませんが、この段階でその議論をすることは必要ないと思いますので、あえて差し控えます。正常な交渉で、どこに戦略目標を置いておられるのか。また、この2カ月半という期限の中で、どのような交渉戦術と行動を考えておられるのか。新聞報道等によれば、住民説明会や再開された県との協議を見る限り、費用対効果を全面に打ち立てて優位を確保しようというふうに推測をいたしておりますけれども、それだけで運動の優位が確保できるのか。議会の場において市長の思いとされる運動展開について、わかりやすく披瀝のできる範囲で御説明をいただきたいというふうに思っております。

次に、三つ目の産廃埋立地の問題について質問をいたします。

平成5年だったというふうに思っておりますが、創業開始されてから相当の期間を経

た山浦地区の産業廃棄物処分場テクノジャパンは、本市、あるいは監督行政の立場にあります杵藤保健所の間で結ばれている協定書が遵守をされているのかについてお尋ねをいたします。また、協定に盛られている立入検査は適切に行われているかどうかについてお尋ねをいたします。特に、地域の方や当地を行き交う方からの悪臭に関する苦情が最近は多くなっているように思えるわけであります。当処分場は、当初、コンクリート片などの安定五品目に限った埋立処分場として地元の同意を得て建設されたと思っておりますが、その後、食品残渣や畜ふん尿なども含めたリサイクルプラントも併設されていると聞きます。協定書も前者の埋立処分場に関するものと後者のリサイクル施設に関するものとで成り立っていると思いますが、後者の施設建設に当たってのかかわりは、我々議会にもほとんど伝わっていないのではないかというふうに思っております。それぞれの施設の地域の環境保全にかかわる協定内容と操業の実際との関係をお尋ねいたします。

また、資料要求もいたしておりますとおり、過去の立入検査の実績がどうなっているのか、そして立入検査のうち、抜き打ち検査が何回行われてきたのかについての実績をお尋ねいたしますとともに、昨年の決算特別委員会におきまして私が要求してまいっております抜き打ち検査の結果がどうであったのかについても、この際お尋ねをいたしておきたいというふうに思います。

最後に、4点目のバイパス建設に伴う周辺住民の騒音対策について、再度お尋ねをいたします。

国道 207号バイパス沿線の一部地域では、今なお、通行車両による騒音が受忍範囲を超えらるゝとして改善を求める声が続いております。私は、開通後の今議会で、その旨執行部に改善に向けた取り組みを求めてまいりましたが、その後行われました騒音調査の結果、法定騒音内におさまっているとして、事実上、地元沿線の方々には我慢をしていただくという対応にとどまっているというふうに受けとめております。しかし、新設された道路は、いずれ老朽化も進んでいくわけであって、路面とタイヤの摩擦音は今より高くはなっても低くなることはないはずであります。数値的に辛うじて法定騒音内におさまっている新設道路とはいえ、年月が経過する間にオーバーすることも十分想定をされます。既に蟻尾山大橋の継ぎ目は段差ができて、騒音対策上、アスファルトのオーバーレイが行われているようでございます。

そうした観点から、事業進捗途上にある現在において、道路管理者との協議を含めて、ここで再度改善のために市として対応されることを要求するとともに、その所信についてお尋ねをいたしまして総括質疑といたします。

○議長（小池幸照君）

答弁を求めます。唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

合併破綻に対しての総括ということでの御質問でございます。

まず1点目、市民の夢に対する責任ということでのお尋ねでございます。

平成13年度から模索してきました鹿島市の合併が、旧合併特例法の期限では合併ができなくなりました。このことで市長は、議会並びに市報、それから広報紙で行政のトップとして、まずおわびを申し上げております。その責任については、先日の伊東議員の御質問にお答えをしたとおりでございます。

太良町との合併におきましては、1年間かけて多くの問題を解決して協議を終了いたしましたが、それにもかかわらず最終局面で太良町は合併を望まれませんでした。その結果、鹿島市と太良町の合併はできなくなりました。これを受けて市長は、単独でのまちづくりに取り組む方向を表明いたしております。合併してもしなくても厳しいという財政事情のもとで、合併するしないにかかわらず必要な財政改革を行って、身丈に合った行政サービス、それからまちづくりをどうやっていくか、これに全力を尽くすという方向でございます。

次に、第2次の合併、新合併特例法にのっていく考えはあるかという御質問でございますが、市長は3月の定例会におきまして、私はあくまでも特例を適用を前提に考えながらやってまいりましたので、合併の件については、一応これで一区切りというように考え方を述べるとともに、今後一切鹿島市は合併をしないと、あるいはすると、現在我々では回答を持たないと、そういったスタンスでいきたいというように答弁をいたしております。今は、合併に向けた議論も、新合併特例法の研究もやっておりません。

3点目、財政の穴をどうふさいでいくかというようなことで、今回の財政基盤強化計画は、財政の帳じり合わせではないかというような御指摘でございます。

今日の歳入減、特に交付税の急激な落ち込みは帳じり合わせでは済まないような段階に至っております。今回の財政基盤強化計画は、市の行政、財政を根本から見直す計画の策定だと思って取り組んでおります。

また、市税の増収を図るべき、それから産業の育成、所得の向上についての考え方でございますが、これら税源の涵養につきましては、一朝一夕でできるものではなく、ふだんの政策の中で取り組んでおります。企業の誘致促進策、それから地場企業、地場産業の優先施策、育成等々がこれでございます。

それから4点目、最後ですけれども、太良町との信頼関係とその修復ということでございますが、最後の目標の合併という成果には、残念ながら至りませんでしたが、今後もよき隣人としてお互いを補完しながら協力、交流を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

今後の並行在来線問題にどういう戦略、戦術で持っていこうとしているのかということですが、これは、結論から言えば、言えません。これは相手があること。知事も、どういう戦略、戦術でいっているかということは一切公表しておりません。こういうケースというのは、そういうことだろうと思います。

ただ、若干の思いを申し上げます。

まず、我々の在来線側の経緯、現状を申し上げますと、まず、地元選出の国会議員がおられます。この方は、先般も鹿島市議会の皆さんの中の有志が会われて、長崎ルート反対と、あるいは長崎本線存続でいってくれということを直談判しておられます。そのときに地元国会議員は、自分としても絶対これは存続でいくということを明言しておられます。それから地元の県議会議員、これは自民党であります、この地元県議も、絶対この長崎ルート建設ということではなくて、長崎本線を存続するということで、今連携をとりながら県議会の場で活躍してもらっておりますし、また、期成会の中で沿線の全市町選出の県議会議員全員、これは自民党議員ですけど、全員、やはり自分たちは長崎本線は存続をするべきだという立場で、そういうことをはっきり言っていた上で、この期成会の顧問に就任をしていただいております。あるいはまた期成会、我々の存続期成会そのものの目的、これは現状どおりの形で長崎本線を存続するんだと。これをもう第一の目的に掲げてやっております。あるいは、この鹿島市議会においても決議を何回もしていただいておりますね、全会一致で。それから、鹿島市民もほとんどの人がこれには賛同していただいております。あるいは県内、あるいは長崎県内の世論も建設には反対という方が賛成より多いです。鹿島市長としてとるべき道がほかにありますかということです。私は、こういういろんな各界各層の人たちの支持を受けながら所期の目的を貫徹していきたいと、これを改めてここで申し上げておきたいと思います。

それから、先ほだちょっとお触れになりましたが、国は、約束をしていても結局は実施するんじゃないかと、これは巷間、市民の中にもそういう不安があられると思います。しかしそれは、今回のケースはならないというふうに私は踏んでいます。もちろん物事は 100% じゃないです。いろんな傍証を積み重ねた結果、そういうことを思っております。それは、まず、何といいましても知事が、くい 1 本打たせないと言われたと。あれから、まだ半年しかたっておりません。あるいは国土交通大臣、あるいは鉄道局長、これは参議院の場において共産党の国会議員の先生の質問に対して、全市町、一つでも同意が欠ければ着工しないと、このことも明言をしておられます。もう少し言いますと、これは政治判断の余地というよりも、着工の手續上、我々の同意、あるいは我々の印鑑が必要なんですね、全市町長の。こういう手續を飛ばしたままできるか。あるいは一県の知事として、あるいは一国の大臣として、これだけ明言をして、そしてそういう手續、制度になっているにもかかわらず、これ乗り越えてやるかと。これは、もちろん 100% 保証はありません。しかし、それは我々が

もう知りません、わからないことです。しかし、そのケースは極めてまれだと言っていいと思います。

もう一つ、実はいろいろ調べましたら、新幹線のルート、これが認可になって着工になって、その後、凍結、それから中止、これになった例を見つけました。それを申し上げます。

まず、全国、新幹線鉄道整備法、これによって建設を開始すべき新幹線鉄道の路線を定める基本計画というのがあります。これは私も、今回ずっと調べていてびっくりしました。幾つかだろうと思っていましたら、ちょっと申し上げますよ。この計画に乗っている、法律で載っている分です。まず、東北新幹線、整備新幹線ですよ。それから上越新幹線、成田新幹線、それから昭和47年7月3日に告示になっておりますが、北海道新幹線、北陸新幹線、九州新幹線、これは鹿児島ルートです。それから、同じ年、47年の5カ月後になりますか、九州新幹線長崎ルートが入っております。それから、昭和48年に北海道南回り新幹線、それから羽越新幹線、奥羽新幹線、中央新幹線、北陸・中京新幹線、山陰新幹線、中国横断新幹線、四国新幹線、四国横断新幹線、東九州新幹線、九州横断新幹線、これらの新幹線が、既に法律的に定められているんです。その中で、優先順位がどこかという話ですけどね。私は決して長崎ルートというのは、ほかのものに比べて優先順位が高いというふうには決して思っておりませんが、その中で、先ほどちょっと触れました成田新幹線にことについて申し上げます。

これは、国土交通省のホームページにも載っておりますが、もう一つ、出典がフリー百科事典ウィキペディアと、この中に詳しく載っております。この成田新幹線は、1971年に、さっき言いました全国新幹線鉄道整備法で計画を決定になっております。それから、1974年に着工になっているんです。総工費 2,000億円。1983年に工事を凍結となっております。それから、1987年に基本計画を失効、効力を失う、つまりもう取りやめということです。その理由として、沿線自治体の建設反対運動が激しかったため工事が中止されたと。こういう例があるんです。

それともう一つ、根拠といいますか、これは国土交通省のホームページだったと思いますが、整備新幹線関連年表というところの中に、長崎ルートについても1982年9月に当面見合わせるようになったと、ちょっと凍結であったけどな、これが実質的に凍結ですね。こういう経緯も踏まえております。それから、もう一つ、今度は、これも同じ国土交通省のホームページですけど、索引しましたけど、公共事業評価手法の現状と課題について、この中に国土交通省所管公共事業の新規事業採択時及び再評価の概要というところの中にもあります。その中で、再評価としまして、「事業採択時から5年経過して未着工の事業、10年経過して継続中の事業等について再評価を行い、必要に応じて見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するもの（平成10年度から導入）」と。

戦術、戦略とは純粋にその確信ということを説明できませんが、このあたりは見合いとし

て我々が持っておっていい考えじゃないかというふうに思います。

以上、先ほどの御質問のみにお答えします。まだ何か新幹線について御質問があれば、お答えをします。

○議長（小池幸照君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

それでは、3点目の協定書の遵守についての質問にお答えをしたいと思います。

まず、1点目は協定書のことと触れられました。いろいろ施設等がふえてきているというようなことでの御質問でございましたので、それについて、まずお答えしたいと思います。

議員、先ほど平成5年と申されましたけれども、一番当初の安定型の最終処分場の協定を結んだ年は平成7年でございます。これが、第1回目の協定でございます。

これの中身といたしましては、埋立処分場が8,653平方メートル、埋め立て容量が6万1,283立方メートル、埋め立て品目につきましては、廃プラスチック類、それからゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、それと瓦れき類の5品目でございます。その後、平成9年に中間処理業の焼却施設の追加ということで許可がおりております。これにつきましても協定を結んでおるわけでございます。これは、平成9年2月でございます。品目としては、紙くず、木くずということでございます。その後、同じ年の9年12月に中間処理業の乾燥と破碎の追加ということで許可が出ておりますが、そういったことで申請がされております。乾燥施設につきましては、1日120立方メートルの能力。それから品目につきましては、汚泥、それから動植物性の残渣ということでございます。破碎施設につきましては1日1.03トンの能力でございまして、品目は廃プラスチック類とゴムくずでございます。

次に、中間処理業の品目で圧縮と、それから破碎品目の追加ということで変更があっております。これの協定を結びました年は平成11年10月でございます。圧縮施設につきましては41.6立方メートルの1日の能力でございまして、品目は金属くず、それから、それと破碎品目の追加ということで、木くず、紙くず、それからガラスくず、陶磁器くず、瓦れき類が追加されております。

それから、平成13年10月4日に協定変更しておりますが、これは、先ほど申しました3番目の中間処理業、乾燥、破碎の追加というところの協定書の焼却施設のばい煙規制等の変化といえますか、強化がありまして、これの一部改正ということで協定しております。平成12年12月に最終処分場の埋め立て面積及び容量の増設の変更があっております。それと同時に、先ほど申しました焼却施設の廃止ということで、これは廃止届が出ていると。埋立処分場につきましては1万8,894平方メートル、これは当初からしますと1万241平方メートルの増加となっております。

埋め立て容量につきましては、14万7,372立方メートル。当初より8万6,089立方メー

ルの増加ということで変更協定をやっております。これが平成12年12月でございます。

一番最終の平成15年2月20日に協定を結んでおりますが、このときには乾燥施設の処理品目の追加ということで、今までの処理能力に変更はございません。追加品目として廃酸、廃アルカリ、それから動物ふん尿の三つが追加されております。この協定につきましては、先ほどる説明いたしました、一番当初の最終処分場が、6番目に申しました容量の増設のときに変更がなされておりますが、この分と、この最終処分場の協定と、それから……（「課長、手続よりも内容はどうかということ」と呼ぶ者あり）はい、わかりました。

内容につきましては、今、最終的には埋め立て処分と破砕、圧縮の業務を今やっておるところでございます。

それから、立入調査の件で御質問でございました。

立入調査の回数と結果ということでございますが、立入調査につきましては、杵藤保健所と合同で16年度は6回行っております。これは平成16年5月、それから7月、9月、11月、17年1月、17年3月でございます。

その中で、16年5月につきましては火災がございましたので、その事後処理の確認と再発防止の指導がなされております。それから、7月については特段ございません。9月には、汚泥の再生品、土壌改良剤の早期撤去を県が指導をしております。そのときは、処分場の南側の雑種地に搬出しておられるということで、そこの盛り土台に使用しておられるということです。それから、17年1月のときは汚泥処理施設からと考えられるにおいがございました。脱臭設備は設置されておりますが、施設のシャッターを閉める等の対策を指導しております。それから、17年3月のときは、あそこに積まれております廃プラ類の破砕、それから埋め立て作業を近くまた再開するというふうなことで、その埋め立て場所につきましては、第1堰堤のすぐ下のところで、計画面まで一応掘削した後、そこに埋め立て処分して順次埋め立てるということでございました。

それから、市単独の環境パトロールでございますが、これは別に6回ほど開催をいたしております。この中で、8月には多少、土壌改良剤と思われる石灰のにおいがあったということでございます。

それから、あとは特別ございませんが、17年3月には県外車両があったために保健所に確認したところ、許可車両であったとのことでございます。

それから、そのほかの調査といたしましては、先ほど申しました、平成16年4月27日に火災が発生いたしましたけれども、そのときには杵藤保健所と鹿島消防署と合同で現地の調査をしております。原因といたしましては、処分場からの排水が流入する水槽に設置してありますブロワの配電盤の漏電が原因というふうなことでございます。このときは、ばや程度で消火をされております。

それから、平成17年1月には山浦地区振興会から現地を見たいというようなことでございましたので、一緒に立ち入っております。このときは特別問題はございませんでした。

それから、17年3月においては、処理場内の下の方の埋め立て高が、計画より若干高いのではないかなという市民の方からの御相談があったために現地を調査いたしております。その結果といたしましては、大体計画どおりというふうなことで確認したわけですが、念のため保健所に確認をとりましたところ、多少高くなっているというようなことで、一時的にそこに盛られているというようなことでございました。これにつきましては、4月23日に改善されていたというふうなことでの確認をしております。

以上が検査の回数と内容でございます。

それから、事前通告ということではございませんで、これは通告なしに今申し上げました調査については立ち入っているところでございます。

○議長（小池幸照君）

中川都市建設課長。

○都市建設課長（中川 宏君）

私の方からは、谷口議員の207号バイパス騒音対策を再度問うという御質問にお答えいたします。

国道207号バイパス自動車騒音対策につきましては、再度問うと言われますように、平成16年6月議会におきまして谷口議員から、また、同年9月議会で松尾議員から御質問があったわけございまして、そのときに県の考え方などをお答えいたしました。再度御質問ということでございますので、前回の答弁とほぼ同様の内容となりますが、お答えさせていただきます。

国道207号バイパス自動車騒音につきましては、国道207号バイパス全線開通後、その沿線の方から、議員申されますように、その対策の必要性が言われたところでございまして、昨年4月にはバイパス騒音対策を要求する会の方々から知事及び市長あてに騒音による被害があるとして、騒音に取り組むよう、201名の方からの署名が提出されたところでございます。そのような状況を受け、県及び市では、今後の対策の根拠とするため、また対策の判断とするため、その実態の把握の必要があると考えて沿線での道路の騒音調査を行ったところでございます。

その調査結果はさきに御報告いたしておりますとおり、調査地点の全地点において基準の騒音の数値より小さい値でございました。その結果を受けて、県では慎重な検討がなされ、結論といたしましては、バイパス開通までは閑静な住宅街であったため、この環境変化に苦悩されているのは十分に理解できるところでありますが、騒音のレベルが基準値を超えていない以上、遮音壁の設置などハード面での騒音対策は現時点では困難であると判断されたところでございます。

ではございますが、今後、交通量の増加など環境変化も考えられますし、先ほど議員申されましたように、老朽化ということもあり得ると思いますので、今後も鹿島市と一緒に状況を見ていく必要があるというような考えを示されているところでございます。

何かで苦しんでいらっしゃる方がいる場合、それを知った場合、だれもが何らかの形で救えればと思うと思いますし、その対策をと考えると思います。しかし、これを行政がやるとなると、やはり何らかの基準、根拠がなければならない場合があると思います。207号鹿島バイパスの沿線のように、騒音レベルが基準を満たしている以上、先ほど議員が申されますように、事実上、沿線住民の方々に騒音で苦しんでいらっしゃる方々に我慢を求めることになるわけで、まことに申しわけないことではございますが、現時点でハード面での具体的騒音対策等をとるのは難しいと考えます。

ただ、沿線の方からバイパス沿線で街路樹が植わっていないところへ、気分を和らげるという意味合いもあるということで、街路樹の植栽に要望がなされているところでございます。立ち木、生け垣等が設置されているところでは、植栽が障害となることにより騒音は小さくなるという論もありますので、現在、沿線住民の方々や区の御意見をお聞きしながら、市も中に入りまして土木事務所に相談をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

一通りお答えをいただきましたので、発言席から引き続き、具体論について反論なり、さらに質問を追加したいというふうに思っております。

まず合併問題については、一昨日の答弁を繰り返した部分、あるいは一部をつけ加えられて答弁があったようでございますが、すべての今の答弁をメモっておるわけではございませんので、あらかじめ私なりに2回目の質問も準備をいたしておりますので、その点について、さらにお尋ねをしたいと思います。

まず、責任の所在の問題ですが、一昨日総務部長が答弁された、今も似たような答弁になっておりますが、太良町は最終局面で合併を望まれなかったと。約束を守られなかったことについて、むしろ太良町が鹿島に対して責任をとられるべきだと。これは市長が直後に一部ニュアンスの修正を行われましたけど、そういうふうな発想ではいけないのではないかと。いうことを私は今1回目の質問でいたしたわけですね。それに対する再度のお答えをいただきたいというふうに思っております。その点について、いかがでしょうか。

○議長（小池幸照君）

答弁を求めます。桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

部長が発言したものの背景を申し上げます。

これは、部長から申し上げにくかろうということで私から申し上げますが、まず、太良町長は、太良町の住民説明会でも期成会でも、あるいは鹿島市に対しても、住民投票の結果いかににかかわらず議会にかけると約束しておられましたね。このことを履行されなかったということで、太良町の住民の有権者の過半数の人が、このことを履行せよという意見を出しておられますし、これについて議会も採択しているんですね。そうでしょう。それから、太良町長さんは、これは多くの議員さん、太良町民さんからも聞きましたし、マスコミの人、何人かからも聞きましたけど、太良町長さんは、これを今、議案を提案すれば合併が可決されてしまうから出さないんだということをはっきり言っておられるんですよ、公式の場じゃなくて。そういう背景があって、部長の発言になったというふうに私は思っています。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

そのいきさつは十分我々議会も承知をいたしておるわけですね。ただ、これは当事者があるわけですので、婚約はしたけれども、諸事情で一方の当事者が婚約解消の立場をとられたという、これは、その事実経過はあることだと思うんですね。これは民主国家のやりとりですから。ただ、我々鹿島市としてですよ、杵藤地区構想から、合併協議会という形はとらんやったにしても、この平成の大合併についての一連の対応、最後の太良町に至るまでの結果として、最後は市長は不退転の決意でやりたいと。しかし、一方の離婚、破棄の形があったにしろ、市政の今後の展望をしたときに、その合併が成就をしなかった、この事実は厳然たる事実なんですね。これに対する行政責任、あるいは政治責任、こういうものは残るんじゃないかということを市民は気持ちに抱いておるし、私はその点について今伺っておるんですよ。経過じゃないんです。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

一昨日も申し上げたと思いますが、まず、太良町にしろ、ほかの町にしろ、鹿島市にしろ、各個独立しておりますね。何人ものほかのどこの市町村からも、あるいは国、県からさえも拘束をされない。これが民主国家の、特に、小泉内閣が打ち出しております三位一体改革、あるいは地方の時代、これはこれが原点にあるものというふうに私は思っております。そういう意味で、各町の決定には鹿島市、あるいは鹿島市長の私も、やっぱり関与できませんね。そういう意味で、決定そのものに対しては私の責任と言えるかどうかという疑問を呈したわけですが。ただし、言われますように、これを鹿島市挙げてそっちの方に市長が引っ張っていきました、これは。これが成就できなかった。だから、これは相手もあることですよ、ただ

いま申し上げましたようなことを含めて、単独でもやっていけるような道筋をまずつけることが私の責任というふうに認識をしながら、今、それに邁進しているということであります。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

そこが聞きたかったんです。それを是とするかどうかは別にして、そういうお考えでやるということは今確認ができました。

次に、質問を移りたいと思いますが、新合併特例法への対応、これは、さきの橋爪議員の一般質問に答えられたんですかね、3月議会の4日に橋爪議員の質問に、今後の合併についての取り組みですが、私はあくまでも特例法適用を前提に考えながらやってまいりましたので、合併の件については、これで一応一区切りということを答弁されておりますが、新合併特例法、ただ、市民、あるいは隣接町の住民の有力な意見として第2次合併構想という議論も残っているんですね。少なくとも藤津・鹿島は一緒にやった方がいいんじゃないかという議論は残っておると思うんですね。それに対してこたえていくというお考えがあるかないか、この点について確認をいたしておきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

前回も申し上げましたが、まず、一連の合併の私が目指しておりました一つの大きな根拠は合併特例法です。合併をする、これはいずれやっぱりしなければいかんだろうと。するとするならば、この特例法に乗った方が有利だと。こういうことはる説明をしてきました。その考えに基づいて私は行動してきましたが、新合併特例法になりますと、この特例措置というのが大幅に低減といいますか、削減をされております。そういうことが一つ。

それから、今相手にも鹿島市にも、うまくその機運があるかどうかですね。どちらかといいますと、今までの合併の流れというのは、国あるいは県による、いわばニンジン論とか、いろいろな、むちとあめとか言われてきましたが、そういう国、県の方針に地方が乗った形で、そういう機運というものが醸成されていったと思うんですが、今、そういう機運が、鹿島市にも、あるいは相手にもあるか。その相手にもあるかの相手とは、大分限定されますよね。鹿島市の、やっぱりまず考えることは、接しているところ、飛び地とは、やっぱり次の段階しか考えられませんので。そういう合併、相手として想定できる相手方、こういうところの機運、こういうものがうまく合っていないと、私は今後こういう問題というのは、どうせまただめになってしまうというふうに思っていますので、中長期的には合併はやっぱりやらにやいかんというふうに思っております。しかし、今どうかといいますと、今のところ考えておりませんということであります。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

鹿島市の将来の展望に立って、あるいは隣接市町を含めた当地域における将来展望に立って、市民の幸福と福祉の増進、そして効率的な行政の追及という高い観点から、どういうふうな姿が望ましいのか。なお引き続き、藤津・鹿島地区という構想があった方がいいのかです。それとも、そういう高い理想に立って単独自治を選ぶのかというのは、今この時点で隣接町の意向がどうかという前に、本市のスタンスというのが私はあるもの思うんですね。そういった観点から、今、お尋ねをいたしておるわけですが、市長のただいまのお考えについては、それはそれで答えとして受けとめておきたいというふうに思っております。

それから、帳じり合わせ論の関係ですが、私は、今の総務部長の答弁は、いろんな発言の言い回しがあるにしろ、やっぱり帳じり合わせというふうに見ます。現状の歳入構造と歳出の構造を合わせにやいかんという、この現実論はあるんです。私は、何もそれを否定はいたしません、一方ではこういう現状があるんですね。

歳入で地方税の占める本市の過去の決算状況を見てみますと、これは平成17年に県が発行した市町村ハンドブックから拾ったものですけど、鹿島市が平成13年度で一般会計に占める地方税の構成比が21.9%ですね、2,830,000千円。細かい数字は四捨五入いたしておりますが、平成14年度が2,830,000千円、構成割合が21.1%。平成15年が2,780,000千円、構成割合が22.3%。こういうふうな市税の、要するに構成力、市税の力というのはそれだけしかないんです。これは、県内の7市の、まだ唐津市とか、新たに生まれた小城市というのがありますので、ただ、ここは統計の基礎が変わっていますので、旧7市でいきますと、平成14年の決算しかありませんけど、一番が鳥栖市で構成割合45.5%ですね。それから、2番目が佐賀市で35.3%。3番目が武雄市は頑張っていますですね、27.3%、県下7市で3位ですよ。4番目が唐津市で25.9%。5番目が伊万里市で22.2%。その次に本市があるんです。それから、多久市は、これは炭坑閉山の構造がまだ残っておるのかもわかりませんが、17.3%ということで最下位ですけど、こういう市税の構成のベースは残したまま帳じり合わせ論だけに持っていかれたんでは、市民は幸せな展望にはならないと思うんですよ。こうしたところをどういうふうに市税の力を上げていくのかという議論が基本に据わった上で、ここ短期の帳じり合わせはこういうことでやっていきたいということで、市民の痛みを理解いただくという議論が据わっておかなければおかしいのではないかと私は思うんですね。

ほかに指数もいろいろあるかも知れませんが、7市の比較で若者の定着率、これは産業の地元で据わっている産業の雇用吸収力とも密接不可分ですけど、本市は7番目ですね。若者の定着率は62.7%です。1番は、鳥栖市が97.2%。これは交通の要衝でもありますね、これは条件が特別7市の中でも違うかも知れません。しかし、佐賀市が88.2%、これは

2 番目です。3 番目が唐津市で81.0%。4 番目が隣の武雄市73.3%、鹿島市よりも定着率が11%多いんですよ。5 番目が伊万里市66.3%。6 番目で、多久市は税制、自前の先ほど言った数値はあんなに低いといっても、地場に64.5%、若者定着率がうちよりも2ポイント高いんですよ。こうした構造の改革というのが下地に据わった上で帳じり合わせ論がなければならぬんじゃないかと。これは行政の仕事でしょう。事務的仕事だけではなくて、政策的仕事をしてほしいと。市民は、そういうふうに思っていると思うんですよ。そういった点で、私は不十分な身の丈論ではないかということをおっしゃるんですが、市長、どうでしょう。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

今回の財政基盤の強化計画は、財政の改革、これをまずは目指していくものでございまして、あと、産業の振興、それから所得の向上、これは別の観点から、その時々の方針として市が重点的にと申しますか、その時々の方針の中で織り込んでいくものであろうというふうに思っております。

それから、地方税の26億円、28億円の、ほぼ横ばいで現在のところ推移をいたしておるわけでございますけれども、これは鹿島市の特徴として、不況にも強いというような特徴があるのではないかとこのように思っております。

繰り返しますと、財政基盤強化計画は、財政の構造を変えていこうという計画を、まず5年間で策定をしようとする計画でございます。あと、産業の振興につきましては、別途政策的に図っていくべき事柄だと思っております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

政策論を私は求めておるんですが、事務論とか財政論の財政基盤強化策定をやっておられること、それ自体は否定していないんですけど、議論の始まりとしてはですよ、今の御答弁は財政論をやっておるわけであって、産業論は別立ての議論だということに切りかえされますけど、しかし、合併を展望してきたというのは、その後者の産業論を含めて、市政の、要するに自力を強化すると、その上で財政論がスムーズに運んでいくと、そういうものを望んで合併に今日まで当たってきたというふうに、私はそういうふうな観点でとらえてあったと思うし、私もそういうことで考えてきたわけなんですね。

その合併が成就しなかったことによって派生するその産業論とか、あるいは市の構造論とか、これが飛んだわけですよ。ここを政策的にどうカバーするのかというのが基本に据わった上で、現実のここ数年の短期的な財政論が、帳じり合わせ論があると。これが組み立てで

すよ。これが欠落しておるということを言っておるんですね。そういうふうに思いませんか。どうですか。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

まず、若者の定着率ということで、ちょっと我々がそういうデータを持っておりませんので、後で教えてください。

ただ、もうそれを前提にして話しますが、まず基本的には、これは非常に大事な視点だというふうに思います。このいわゆる財政の構造、あるいは財政問題と政策問題、これは密接な関係、不可分の関係にあります。

要するに、我々は第1次産業に非常に力を入れてきました。これは市民合意、議会合意のもとだと思います。要するに、市の政策というのは、どの分野にどれだけの予算を配分するかということによって、その情勢を図っていくんですね。第1次産業は大事です。大事ですけど、その裏腹なものとして、予算を相当数つぎ込んでも税収にはね返ってこない、そういう欠陥があります。他市はもっと、御存じのように、第1次産業以外に第2次産業、第3次産業に予算を投入しています。それによる効果というのは、当然これは期待できるわけです。

もう一つは、第1次産業全体の持つ、今日本全国での悩み、これは非常に後継者問題、後を継がない、こういう人たちが鹿島の場合は、ほかの市に比べて多いと、こういうことが背景にあると思います。

したがって、私自身は、ほかにもいろいろ要因ありますよ、しかし、他市との特徴的なことを言いますと、このあたりというものを、第1次産業をどういうふうに今から扱っていくかということも、やっぱり不可分の問題として考えにやいかんというふうに思いますし、今後、直接的な意味では、若い人の定着率というのは、やっぱり就業の受け皿ですね、これが鹿島市には足らないと。これはもう当然その結論に帰結するわけですので、それについても努力をしていかにやいかんと。あるいはまた、ほかの産業についても力を入れていくと、こういうことでございます。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

市長も今やっと認めていただきましたけど、大事な視点だという認識を持っていたいたと思うんですが、鹿島は、どれだけ頑張っても土地ごと鳥栖に持っていくわけにいかんわけですね。人ごと持っていくわけにいかんわけですね。置かれた環境のもとで、その産業をいかに伸ばしていくのかという、その展望というのが据わっておかにやいかん。例えば、鹿島で農業に市が財政を投入する分、税金として見返ってこない、そういう議論をしておったら、

これは鹿島の農政のあすは見えてきませんですね。鹿島の農政に金は使うけど、税金の配慮は企業、2次産業、3次産業よりも少ないかもわからんけれども、そこに雇用の吸収があると、若者の定着があると。そういう視点というのが、やっぱり欠けているような気がしてならないですね。

それから、工業団地の扱いにしても、やっぱり今までの工業団地の誘致、埋め合わせの部分、これは現実的な対応、それ自体は議会としても認めてきましたけれども、やっぱりそういう施策論でも、非常にまだ不十分な結果に終わっておるとこの反省と政策がやっぱり立っていかんやいかんと思うんですよ。だから、こんなデータを放置しておいて、あすの財政面だけを言われても、ちょっといかなものかということで、基本的な私はそういう立場の違いから、少し市政に対して発想を、もう少し、この頭の中の歯車の中に一つの歯車を入れてほしいということでこの問題を取り上げたわけでございます。

2番目のJ R問題に移りたいと思うんですが、時間切れになれば、議長、言うてください。

○議長（小池幸照君）

言います。

○16番（谷口良隆君） 続

いろいろ一問一答の内容も準備をいたしてはおりましたが、先ほどの市長の答弁の中に成田新幹線問題を引き合いに、そういう事例もあるということで市民に勇気づけるような一つの発言も出されたというふうには思います。ぜひともそういった観点から、私は最後に鹿島だけになってもという議論ではなくて、県との間で正常な交渉でもってけりをつけてもらうという意味で、従来までの交渉、確かに理論的に費用対効果論をすれば、これは期成会の方がまさると思うんですよね。いや、これは1.0を幾らか上回っておるとというのが、J Rなり政府の交渉の費用対効果論でしょう。私が、ここで検討をお願いしたいという意味で、鈴が2回鳴りましたので不良消化で終わりますけど、具体的に提案をいたしてみたいと思います。

費用対効果論には、長崎本線の複線化による費用対効果論というのが残されているんじゃないかと思うんですね。わざわざ遠方に、長崎県民というのは短時間にして福岡都市圏と結ばれるということを望まれておるわけですね。そういうことから考えれば、今現在黒字路線で走っておる長崎本線をわざわざ遠回りさせての議論というのは、これはもう全く長崎県民も、やっぱりおかしいものと思っておんさると思うんですよ。そういった点では、長崎本線の複線化論というのも、これは具体的に検証をしてみる。幾らか多少にそのアセスをやるにしても、お金がかかるにしても、これは専門的に依頼をしてでも検討してみる必要があると思いますね。これは、複線化するために新たな用地を、私はほとんど要らないと思います。鹿島を通過しておる長崎本線の敷地を見てください。私の住んでいる明倫小学校区内を通っておる分だけでも、のり敷でこんなに広いですよ。走っておる線路というのは、わずかに1.何メートルでしょう。あれを、今の土木工法でやってすれば、まだおつりが来るぐらいの土

地の広さで諫早まで走っておるんですよ。

ただ、問題は、単線のトンネルだけは、どうしても複線化になれば足りません。あるいは、中にはスピードアップすれば、尼崎線のような脱線事故を起すような急カーブも一部残っていますので、そこはショートカットなどが必要かも知れませんが、新幹線をわざわざ新しい土地を買って遠回りさせて走らせるよりも、素人目に見てでも現在の線を複線化するというのが、より効率的です。この議論をぜひ期成会としても検討いただきたいし、交渉のテーブルに上げていただきたいというのが1点です。

それから、これはまた次の機会に交渉の進捗ぐあいを見てということになりますけど、私は、こういう議論を行く行くは生じてくると思います。廃線され——要するに並行在来線扱いをされようとする江北町から諫早までの区間、70年間にわたって東西、まちが分断されて、その不便も公益性をもって住民が容認をしてきたわけですよ。これが、不便な鉄道にしかないということになれば、更地になして返してくいろうという議論だってあると思うんですよ。これは開き直りの議論かもしれませんが、そうした議論もあろうかと思います。

時間的に非常に私の時間の活用の仕方にもまずいかもわかりませんが、一般質問の時間が100分から80分に大幅に短縮をされたということで、質問項目の一部の再質問にしか終わっておりませんが、これはまた、議会運営委員会で議長検討していただくとして、市民の皆さんも関心のあることを一般質問で我々が代弁しておるわけですので、これが十分果たされるような議会運営についても、今後御要望申し上げて降壇をいたしたいと思います。何か御答弁あれば、お願いします。

○議長（小池幸照君）

御答弁ありますか。（発言する者あり）桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

まず、前段の問題ですけど、突き詰めて言えば、市の政策は、どの分野にどれだけの予算配分をしているか、力を入れる、どうしても政策には予算がつきものです。ですから、県内のほかの市と比べて、結局第1次産業分野に配分しているのが多いという事実を踏まえて言っているわけで、これはやはり、確かにそうですよ。言われるように、理論上は、予算はなくても振興を図れる策、知恵を出せと、これは言えます。しかし、それはそれとして図るにしても、やっぱり現実問題としては、予算配分をどの分野にどれだけするかということになるということを申し上げたわけです。

それから、新幹線の問題でありますけど、まず、第2点目の肥前山口から諫早間の線路敷を白地にして返せと、これは同意をしないとあり得ない話ですので、ここではさせていただきます。

まず、正常な県との協議を。これはもう当然そう思っています。ただ、正常な協議をするためには、お互いが信義を保ちながらやるということが大事ですので、そのことは条件として突き詰めざるを得ないと、こういう状況もございました。

それから、複線化論による費用対効果論。これは、最もいい御提言をいただいたと思っています。午後、森田峰敏議員がフリーゲージトレインについても恐らく質問されますので、その中で、こういう問題を含めまして私の持論を申し上げたいと思います。

ちょっと申し上げますと、今、一昨年でしたか、古川知事が就任をされて農協会館でいろんな地域説明に来られました。そのときに、長崎本線を複線化すればという試算を示されました。青木議員もあのおとき別の質問をされましたですね。そのときに、正確にちょっと、まず前提要件をくくりにやいけません、長崎本線全体を複線化するという費用なのか、佐賀県側の費用なのか、これはちょっとわかりません。むしろ、もう佐賀県側の費用と限定して絞った方がいいと思いますが、そのときに展開をされた主張が、これを線形改良と複線化に440億円要ると。そして、そのうちの25%が国庫補助だと。残り計算すれば三百二、三十億円になるわけですね。この320億円と当時言われていた県負担の180億円と比べれば、180億円の方が安いですから新幹線を選択しますと、こういう論法やった。これは実におかしい話で、440億円と2,700億円と比較をせにやいかん問題なんですね。計算すれば、割りますと16%ぐらいになると思います。つまり、この限りにおいては佐賀県内が16%、向こうがどれくらいかかるかわかりませんが、県内がくねくねしていますのでね。したがって、2割か3割高くても、それくらいの費用で計算上はなるということになります。ただ、今県も我々がそういうふうな複線化に幾らかかるかということも、今までの協議の経過の中で言っておりますので、何か試算中であるということも聞いておりますが、さらに午後、フリーゲージトレインの御質問があれば、そういう中でもフリーゲージトレインを絡めて私は答弁をしたいと思っています。

○議長（小池幸照君）

以上で16番議員の質問を終わります。

次に、9番森田峰敏君。

○9番（森田峰敏君）

9番議員の森田峰敏でございます。ただいまから通告に従って一般質問をいたします。

今、国会では郵政民営化の法案が審議されており、今国会での成立は予断を許さない状況のようですが、当議会では、昨年12月、郵政事業の民営化に反対する国への意見書が鹿島市の老人会長の土井徳次氏より請願として提出され、審議の結果、全会一致で可決され、政府に提出いたしているところであります。

さて、当市では市町村合併は他町との協議はことごとく破綻し、合併について現状では不可能となり、当面の最大重要事項は長崎本線存続と新幹線長崎ルートの問題で、鹿島市民はもとより佐賀県民の最大の関心を集めているところであります。佐賀県との協議も再開され、17年8月までに結論を出さねばならないということですが、長崎本線存続期成会は、最初1市6町で発足したと思っております。現在1市2町で構成されていますが、構成員

は首長以外どのような構成となっておりますか。まず、1点目としてお尋ねしておきます。

（「一遍に全部じゃないんですか」「一問一答じゃろう」「一問一答やったろう」と呼ぶ者あり）併用で書いております。（「併用で」「一問一答」と呼ぶ者あり）

○議長（小池幸照君）

森田議員が併用と書いてあったものですから、総括をやられるのかなと思ひまして聞きましたが、一問一答でやるそうですので。（「こっちで一遍にずっと……」と呼ぶ者あり）いいです、そこで。

答弁を求めます。北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

森田議員の御質問にお答えをいたします。

現在の長崎本線存続期成会の構成メンバーはということでございますが、メンバーにつきましては、まず、1市2町の首長さん、それから、それぞれの議会の議長さんとなっております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

9番森田峰敏君。

○9番（森田峰敏君）

その委員会の構成のメンバーで、現在協議は検討されているわけですね。

それでは、この期成会の退会をされました塩田町の退会理由は嬉野町との合併ということで理解できますけど、合併前の有明町、白石町、福富町はどうして脱退されたのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

どうしてされたのか、直接聞いておりません。

ただし、白石町は、町議会と町長と話し合いをされたということは聞いておりますが、その理由はわかりません。新聞紙上によると、今までと変わらんからと、何とか、ちょっとよく覚えておりませんが、そういう理由が書いてあったと思います。それから、塩田町については嬉野町と合併すると。これもおかしい話なんですね。合併してもせんでも長崎本線に対する考えというのは、それこそさっき谷口議員が言われた白石町の地図の場所が動くわけじゃないんですからね、そこにおるわけです。住民にとっても何ら変わらないわけですけど、利便性においては。

いずれにしても、白石町、塩田町、これは行政がそういう判断をされたということで。ただ、私はいろいろな親戚とか知り合い、皆さん議員もそうでしょう、いろんな白石

町民、塩田町民といろいろ接触しますと、何ら変わっておられませんね、長崎本線、やっぱり存続せじにやわいと。あるいは、もともと長崎本線をなくして長崎ルート建設がよかくさいと。これは、何ら変わっておると思っております。ただ、行政がそういう態度を示されたというふうに私は理解しておりますし、また、さっきちょっと触れましたが、塩田町選出の県議会議員も、やっぱり絶対残さんにやいかんということで、県議会で一生懸命やっております。それから、白石町選出の県議会議員２人も、やっぱりこれは存続をせんばならんと、はっきり言われてですね。町はそういうふうにされましたけど、県議会議員さんは顧問として積極的にこれに参加してもらっておる。このあたりに行政と住民の、あるいはギャップが、よそのことですから言われませんが、あるのかなという気もしています。

○議長（小池幸照君）

９番森田峰敏君。

○９番（森田峰敏君）

白石町長の新聞発表というか何というか、退会された理由は、並行在来線がそのままあって負担金も少ないと。それから鹿島まで来るわけですから、別に反対の理由はないというふうなことは新聞で書いてあったのを私も見ております。

そういうふうで、今１市２町、太良町と江北町ということになっておるわけですが、この三つの自治体でちょっと考えれば、長崎ルートに対しても反対と思われるんじゃないかというような気もいたしますけど、鹿島市民は並行在来線というか、長崎本線在来線ですね、これを絶対残そうという市民の99%はそうだと思います、私も。それで非常に難しい点があると思いますけど、これは、期成会の代表として市長は十分頑張っていただきたいと思います。

それから、県とＪＲ長崎本線存続期成会との確認事項の資料をいただいておりますが、それについてお尋ねいたしたいと思っております。

17年８月までに新幹線長崎ルートによる長崎本線経営分離問題については結論を出すということになっておりますが、その点どうでしょうか。８月までにできますか。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

先ほど鹿島市民の99%が長崎本線の存続を望んでいるということを言っている。また、別の議員が、昨日話しておりましたら、自分は少なくとも市長として長崎本線存続ということのでやっているの、周囲の私に近い人は私に支持をするようなことをやっぱり言ってくわけですね。ただ、全体としてどうかなという心配もあったものですから、ここにおられるほかの市議会議員にどがんやろうかと、少なくともあいどん７割ぐらい支持してくいとしゃなかかいと言うたら、いんにやいんにや、もう９割以上は支持しとんしゃつよと、その

人も言われたわけですね。今、森田議員からもそういうことを言っていただいて、非常に心強い限りですので、皆さんの支持に支えられてやっていきたいと思います。

この確認資料には8月までに結論を出すと。これは一つの根拠、まず県の方から言われたわけですね、8月までに結論を出してくれと。それは、これは毎年ですけど、来年度の予算の概算要求が8月いっぱいなんですね。それに合わせて、じゃあ私どももいいですと、県の申し出に応じたという形です。十分、8月までには結論を出せると思います。私たちは何らおくらせようとも思っていないし、県がちゃんと対応していただければ、8月までには十分結論を出せるというふうに思っています。

○議長（小池幸照君）

9番森田峰敏君。

○9番（森田峰敏君）

3項目めの費用対効果、時間短縮効果等、期成会の要請に基づいて行くとありますが、九州新幹線長崎ルートに費用対効果について、桑原市長は1.1から1.07と説明されておりますが、武雄市の古庄市長は1.8と議会で答弁されているのを聞きましたが、住民は存続期成会の弁と古庄市長の発言を聞けば、どちらが本当なのか迷ってしまうと思います。県民全体に説明をされると思いますが、県民が正しく理解できるような統一された説明をされるべきではないでしょうか。沿線住民だけでなく、新幹線長崎ルートについては県民全体にすべきと私は思っております。報道によれば、フリーゲージトレインということですので、1.8での説明が行われると思います。この点、どうでしょうか。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

このことについて一番タイムリー、昨日知事がスーパー特急と言っておられたのをフリーゲージにすると言われていましたので、御質問に合わせた形で詳しくちょっと説明をします。

要するに、1.1か1.8とかというのは、スーパー特急でいくか、フリーゲージトレインでいくかということでありますね。それで、まず順を追って説明いたします。

6月8日の記者会見、昨日ですか、古川知事が長崎ルートはフリーゲージトレインでいくというふうに発表されました。振り返ってみますと、ちょうど3カ月前の平成17年3月4日の定例記者会見で古川知事は、長崎ルートはスーパー特急方式でいきますと表明されているんですね。それ以来、県と我々期成会は、スーパー特急方式と知事が言われましたので、それを受けた形で、いわば水面下で事務的な協議を重ねてまいりました。そのスーパー特急方式でという知事の方針の延長線上で、10日ほど前の再開後の第1回目の県との協議でも、県側はスーパー特急方式でということで資料も提出をされ、そして費用対効果についても、あるいは時間短縮効果についても説明をされました。その6月6日からその4日後には、知事

は今度フリーゲージでいくというふうに表明をされたわけですね。

それで、実は、ことしの年の初め、前年度、平成16年度になりますが、県の担当者、当時の担当課長と市の担当者の間で、これは2月8日です。実務レベルの話し合いの中で、スーパー特急方式で協議をするか、あるいはフリーゲージ方式で協議をするかの話し合いをしています。我々の方としては、後で説明しますが、フリーゲージでした方がちょっと有利なものですからね、フリーゲージでさせてくれというふうに言いましたら、県の方は、フリーゲージトレインでやると余りにも不確定要素が多過ぎて、とても協議には耐え得ないので、スーパー特急でやらせていただきたいと、こういうふうに県から実は申し入れがっているんです。何か新聞の記事のあれによりますと、我々がスーパー特急の方をむしろ望んだというふうに言われておりますが、逆なんですね。このことは、県の方がフリーゲージでやらせていただきたいというのは、これは同様のことを県議会の中でも県の担当課長が発言をされています。

それが、なぜ一方的に我々期成会側に相談もなく、スーパー特急と言っておられるのをフリーゲージに変更をされたのか。知事の方は、国土交通省がそれでいいと言ったからというふうに言われているようですが、国土交通省は、もともと、昨年12月には長崎ルートについてはフリーゲージでいくと言われているんですね。これはもう、公式に発表がされているんです。それを、古川知事は3月4日にはスーパー特急方式でいくと言われたと。私は、これはもう邪推かもしれません。あるいは知事さんに対して非常に失礼かも知れませんが、実は、ことしの2月でしたか、私と江北町長と佐賀市長の間で新幹線長崎ルート問題研究会を立ち上げましたね。そこで佐賀市長は、フル規格とかフリーゲージになれば、佐賀駅から博多までの運賃が上がると。だから、これについては十分注目をしている旨の発言をされました。それを受けて、フリーゲージでもない、フル規格でもない、スーパー特急と知事は言われたのではないかというふうに、これは邪推です、失礼になるかも知れませんが、そう言われていたのに、それが今度はフリーゲージトレインでいくと。また、我々に何の前触れもなく言われたということは、つまり見かけ上スーパー特急方式でのB/Cが1.1ですね、ところが、これでやると議論に耐え得るかということで、これは知事が判断されたかどうか、恐らく国土交通省が判断したんだと思いますが、それよりB/Cが1.8であるフリーゲージトレインで議論をした方がいいというふうに国土交通省が示唆をされて、知事のあの発言につながったのではないかというふうにさえ思います。これはもう、当たってなかったら本当に失礼な話です。

次に、長崎ルートを例えばフリーゲージトレインで走らせた場合の費用対効果、B/Cの算出について申し上げます。

まず大原則が、フリーゲージトレインというのは、1番目に在来線と新幹線を乗りかえなしで走らせることができるというのが一大特徴ですね。また一大利点です。スーパー特急だ

と博多駅で乗りかえですからね、山陽新幹線に乗ろうでは。もう一つは、乗りかえなくて済むということと同時に博多―鳥栖間、これは新幹線鹿児島ルートを利用することで5分間短縮がさらに出るというのが二つ。こういう一つ目、二つ目の理由によって、スーパー特急方式よりさらにお客の利用増が見込めるというのが、これが根底にあるわけですね。ところが私は、フリーゲージトレインをここに走らせたからといって、そうはならないということを今から申し上げます。

まず、現時点で考えたらどうも混乱しますので、新幹線鹿児島ルート、これは鳥栖―博多間も含めて、新幹線鹿児島ルート全線開通するのは2010年ですね。開通した後に、我々の頭の中を置いてみましょう。その時点ではどういうことが起こっているかといいますと、長崎ルートはもちろん完成していません。しかし、鹿児島ルートは完成しています。フリーゲージトレインは、博多―鳥栖間は走行可能です。新幹線長崎ルートはできていないにもかかわらず、長崎から博多を通って広島、岡山までフリーゲージトレインは通すことができますね。在来線乗りかえなく新幹線に移行することができるということです。もともとフリーゲージトレインというのは、こういう新幹線ルートと次の新幹線ルートをつなぐためにできているんじゃないです。在来線と新幹線乗りかえなしにするためにできているんですからね。じゃ長崎ルートがなくても走らせることが可能で、そして、しかも乗りかえなくて済む、5分間の短縮効果がある、したがって利用客が見込める、この効果は一緒です。そうでしょう。新幹線をつくらなくて在来線を走らせて。

だから、つまり長崎ルートのフリーゲージのB/Cを算出する場合には、2010年のこの時点に自分たちの頭を置いて考えればわかることです。両方可能なんですね。長崎ルートをつくって、こっちにフリーゲージを走らせるのも可能。長崎をつくらなくて、在来線を長崎からずっと走らせるのも可能なんです。この両方を比較検討して効果が幾らあるかということを出算しなければいけません。

そうしますと、数学でいいますと右辺と左辺に置きます。在来線利用のフリーゲージ、こっちには新幹線長崎ルート利用のフリーゲージ。そして、これはよくしましたね、同じ項目は消していったよかったですね。それで、5分間の短縮効果、乗りかえでないというのは、どっちでん一緒です。これ消します。これによる効果も消します。そうしますと、まず、フリーゲージトレインの1.8というのは、1.1が武雄から諫早間の効果やったですね、費用対効果です。B/Cです。それプラス0.7が、フリーゲージを走らせて博多から鳥栖間の効果が0.7ですよ、この構造を分解すれば。そうしますと、0.7の部分は相殺できるんです、両辺で。としますと、この1.1であるスーパー特急、1.1である武雄―諫早間の効果しか出てこないということなんです、比べれば。今の在来線をフリーゲージも何もとまらせじ、白いかもめと比較すつぎ1.8になるでしょうけど、もう鹿児島ルート完成しますと、フリーゲージも在来線を利用して走らせるわけですね、できるわけです。そうしますと1.8になら

んと、1.1、1.07ですか、1.069、1.07ということになります。これが、新幹線をつくるということになると莫大な費用がかかります。これも要らんですね。あるいは、スーパー特急もフリーゲージも、さっき言いましたように効果が少ない。これは、県が公言しているわけですから、効果が少ない。こんなものを莫大な費用をかけて建設をするよりも、現行の在来線の長崎本線と、佐世保からも走らるっとです、フリーゲージは。そがんでしょう。両方から博多まで走らせる。しかも、さっき言いましたように、時間を5分間短縮できるは、山陽新幹線には乗りかえ不要、相乗利用客の増を図れると。しかも建設費はゼロです。新幹線建設費はゼロ、新幹線建設伴う並行在来線の経営分離はしなくていい、追加でつくらんわけですから。佐世保の人も喜ぶんです。もともとおいがとけ来っとやったやろうもんで、新幹線は。それがいつの間にじゃい短縮ルートと言われて、我がところはつばし敷(205ページで訂正)された。それこそまさしく、みんな長崎も喜ぶんです、今より短縮になりますから。もうすべていいじゃないですか。そしてまた佐世保もいい、長崎もいい、我々沿線もいいということになれば、これが西九州の一体的浮揚なんです。西九州の一体的浮揚とうたい文句で言うておりますけど、我々のところはボッシャるわけですよ、疲弊するわけです。一体的浮揚と言えんじゃないかと。

先ほど谷口議員が提言をしていただいたもの、これをつけ加えたらもっと利便性を図れるでしょう、しかも2割か3割の費用で。こういうことを、やっぱり我々は言うていかにやいかんと思うんですね。

もう一つは、山陽新幹線の側に大きな問題があります。

それは、まず何かといいますと、新聞に載っておったですね。フリーゲージトレインば山陽新幹線に相乗りすることには消極的と、JR西日本がですね。これは幾つかの理由があると思いますが、ポイントを言いますと、まず、今山陽新幹線、つまり博多駅発の新幹線が1日に180本ぐらい発着をしています。その中に新たに長崎ルートは66本走らせると。これが、ダイヤ構成上入り込むことができるかと、1日180本の中に。1日180本といたら1時間に何本になりますかと、計算すればわかります。これは24で割る必要なかですからね。それが無理なら、じゃ今の「こだま」にひっつけて話してみよう。どっちどがん乗って、料金ばどぎゃん分配すつとやという話にもなってくるわけです。そがんでしょう。

それから、もういっちょは、このフリーゲージトレインと、今の山陽新幹線のシステム自体が大きく違うというふうに新聞に載っておりましたですね。これには、システムを改良するには莫大な費用がかかると。

あるいは、今、もう少し時間がありますからちょっと申し上げますと、もう午前中使うてよかですかね、もう少し言いますから。いや一番大事なことです。ここに、今後の成否がかかっていると思うんです。お許しを得たような得ないようなことでありますが……

○議長（小池幸照君）

市長、質問項目がまだ残っていますから。（「はいはい、答弁もうやめた方がいいですか」と呼ぶ者あり）簡潔にお願いいたします。（「いいよ、答えて」「質問者の許しが出ましたので」と呼ぶ者あり）

○市長（桑原允彦君）続

フリーゲージトレインが導入されたとして、長崎新幹線で来て大阪まで行くと仮定します。そうしますと5分間の時間短縮効果があると言われておりますが、実際どうなるか、ちょっとこれは想像できませんが、これは十分、今のフリーゲージトレインは、まだ試行段階ですね。現段階では最高速度210キロと。最終的に270キロを目指すとなっておりますが、現段階で言いますと210キロ、最高でそれですから200キロぐらいとしますと、これは博多から例えば大阪までのこと、ここに問題があるんです。大阪から博多まで、ひかり号とこのフリーゲージを比べれば、約2時間(206ページで訂正) ぐらいひかり号の方が早かったです。5分こっちで短縮できたっちゃですね、ひかり号に乗りかえた方が2時間早かったです。大阪から来よる人からいってみますと、大阪からフリーゲージトレインで乗ってくるとします。博多で乗りかえて長崎まで行くと。ひかり号に乗ってきて博多で乗りかえて長崎まで行った方が2時間早いんですね。これはダイヤを調べればわかります。そうしますと、フリーゲージで長崎まで真っすぐ行く人は、博多でそのままフリーゲージに乗って乗りかえんされんぎ、博多駅にフリーゲージが着いたときは、もうひかりを博多で乗りかえんさった人は長崎に着いているわけです。2時間という差は。だから、フリーゲージというのが、それほど有効なのか。あるいは、大阪とかなんとかそがん遠くまで行かんで、山口県のにきまでとすんないば、新幹線をフリーゲージと言わんで、在来線をフリーゲージで利用して、我々にとっても向こうから来んしゃっ人にとっても利便性が高いような、新幹線は建設せんで在来線を利用した方が得と、こういうことになるということであります。

済みません、「佐世保はつんぼ栈敷」という言葉を使ったと思いますが、「佐世保は蚊帳の外」というふうに訂正をさせていただきます。

○議長（小池幸照君）

午前中はこれにて休憩します。

午前11時54分 休憩

午後1時 再開

○議長（小池幸照君）

午前中に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

その前に、今回より質問時間を20分短くしております。答弁につきましては簡明にするように努力してください。

そして、市長より数字の訂正の申し入れがっておりますので、これを許します。桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

先ほどの森田議員への答弁の中で、現行のこだまとひかりを比較したら時間差が2時間程度ありますと、そう申しました。これはもう事実そうです。ただ、こだまは各駅停車ですね。ひかりは飛んでいきます、主要駅だけで。だから、先ほど記者会見をやっていて、ある記者さんからのアドバイスで、これは前提がひかりとこだまの比較ということだからいいけど、それよりもっと正確を期すために、停車駅を幾つあるか調べて、それを引いた方がいいんじゃないかというアドバイスがありましたので、私もどこに出してもだれにも通用するような言い方ということであればそれがいいだろうというふうに判断しましたので、訂正をさせていただきます。

これは、ひかりの停車駅以外、大阪―博多間で10駅、こだまの停車駅があります。新幹線の場合は、最高速度から停車して、また最高速度に戻るまで、これが3分間というふうに通常してあるそうですので、3分間掛けるの10駅、つまり30分引かせていただいて、2時間の差と言っておりましたのを約1時間半の差というふうに訂正をさせていただきます。いずれにしても大きな時間差であります。

○議長（小池幸照君）

9番森田峰敏君。

○9番（森田峰敏君）

さっきは長々と説明いただきまして、どうもありがとうございました。市民の皆さんも多分聞いていらっしゃると思いますので、御理解されたかどうかはわかりませんが、よしとしておきます。

それから、私はちょっと軽い脳梗塞を起こしまして言葉がろれつが回らないところがありますので、皆さんには非常に迷惑をかけておると思いますけど、その点は御了承ください。

それじゃ、ただいまから午前中に引き続き、私は、この在来線の問題についてはこの確認事項について主に聞きたいと思って本日は質問しているわけですので、その件に沿って質問をしていきたいと思います。

4番目の、期成会の構成市町に対し経営分離の同意を求めたり個別への説得は行えないという項目がありますが、わざわざこの項目を掲げられたのは、3市町の首長同士の信頼関係がちょっと信用できなかったからこういうことを書かれたのか、ちょっとその辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

これは構成市町の首長さん、つまり期成会の副会長さんですね、太良町長さんと江北町長さんと話し合った上で、この条項を必ず入れようということで県と折衝をしました。

と申しますのは、やっぱり県と市町村長の立場といえ、やっぱり市町村長は弱いですよ。例えば、個室で面と向かってどうだと言われれば抗しがたいものがあります。これは、私も何遍も今までこの問題については経験していますので、辛うじてその時間をノーと言い通すというぐらいのもんですよ。したがって、そういうものを考えますと、不本意ながら同意してしまうケースも今までもあったんです。こういうことがないようにということで。こういうことが今まであっていなかったら、わざわざこういうことを、県に出しても失礼なことですよ、考えてみたら。しかし、こういうことがありましたから、県も折衝の中で今までも確かにそう言われればという理解はしていただいております、実はこれを入れる入れないについても議論をしましたが、結局こういう形で入れてもらったということです。

○議長（小池幸照君）

9 番森田峰敏君。

○9 番（森田峰敏君）

わかりました。市町村合併のときもそうだったと思いますから、その辺も含んでおられるかどうかはわかりませんが、ちょっとその辺が気になったもんだから、ちょっとお尋ねしたわけです。

それから、次に5項目めの工事着工はすべての沿線市町の同意でなければ認めないとありますが、報道等でも多くの国民は知っているので、同意を得ないまま知事は国にゴーサインを出されるとは思いますが、去年は沿線の同意を得ないまま経営分離に同意し、政府・与党は3線新規着工を決定し予算をつけられております。この件はどのように受けとめておられるか、お尋ねします。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

経営分離の同意というのは、国が知事に対して求められていることです。工事着工に必要な同意というのは、我々沿線の一つ一つの市町村長に問われている問題です。

したがって、それはもう知事も我々の同意がない限り、3線の同時着工の中に入るためにということであつたでしょうけど、知事としての経営分離も応じないというふうな約束をしていたにもかかわらず、ああされたので、これはもう極めて不本意です。また、私自身も県に対する非常な不信感を持ちました。ただ、基本的な構造として、先ほど言いましたように、国が知事に求められていることと国が直接私たちに求められていること、この大きな違いがございます。したがって、先ほどもちょっと説明しましたが、工事着工をするための手続上、書類に我々の印鑑がないと着工できないという、そういうふうになっているんですね。そしてまた、国土交通大臣も鉄道局長もそのことを確認して、一つの市町村の同意でも欠けるとしたら着工にはならないということも国会の場で明言されておりますし、

また知事も、昨年の12月に知事としては同意をしたが、着工については全市町の同意がないとくい1本打たせないという表現で言っておられます。

これは、今までの政治的な手法で言いまして、100%の保証はやっぱりないですよ。ただ、我々は国と知事を信用していくしかないし、また仕組み上も、もし見切り発車を今度やったら、これは政治的な、やっぱりいろんな大きなほかのものでも痛手があるでしょう。これはなされないと思いますよ。それからまた、昔の足して2で割るような政治のやり方、政治の手法と、今は地方を大切にします、国民主権を大切にしますというふうな大きな、21世紀になって特にこういうふうな政治のあり方も問われてきていますし、また公共事業のあり方に対して非常に厳しい目で国民、あるいは納税者が見直してきています。こういう状況の変化が、例えば、前回の平成8年のときとは大きく違ってしています。それから、県議会の中の、やっぱりムードもかなり違ってきますね、前回とは。

そういうものをいろいろ状況判断、あるいは基本的な本質から言いましても、これは保証されていると考えていいじゃないか、ただし100%とは言えないということです。

○議長（小池幸照君）

9番森田峰敏君。

○9番（森田峰敏君）

それでは、工事着工というものに対しても沿線の同意が必要と。3市町あるわけですから、その中の一つでも同意しなかったら工事着工というのはいないということに理解していいでしょうか。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

以下申し上げることは、国会の間でも国土交通大臣が同じ質問を受けて同じように言っておられます。そのように理解していただいて結構ですというふうに言っておられますから、私もそのようにお答えします。

○議長（小池幸照君）

9番森田峰敏君。

○9番（森田峰敏君）

次に、6項目めの期成会エリア内の住民説明会とあるが、県内説明会はどのようにされておりましょうか。あと、8月という期限がありますので、スケジュール的には無理と思いますが、その辺はどのように考えられるか。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

我々が県に申し上げる権限の範囲というのは、この期成会内のことなんです。期成会外の県内については、やっぱりこれは我々の権限外になりますので、ここでどうされるかは我々が規制をするわけいかんやろうというふうに思っております。したがって、期成会エリア外のことについては何も取り決めはしておりません。

○議長（小池幸照君）

9 番森田峰敏君。

○9 番（森田峰敏君）

次に、県南西部地区の地域振興策についても県としては話は進めたいだろうと私は思います。どのような振興策かは聞く耳を持つことも必要だと私は思いますが、どうでしょうか。市長はいつも、そういう話に乗るということは新幹線ありきという上に立っての話だと思うから、それは私は考えていないというようなことを発言されているようなことを聞きますが、その点をちょっとお話しいただきたい。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

県が県南西部の振興策を考えておられる、そのことは十分いいわけですね、もちろん。あるいは、そのことを言われる、我々が聞くということは、これは十分もう言ってください、そしてそのとおりしてくださいと。ただ問題は、新幹線長崎ルートを建設します、経営分離をします、同意しますと、同意した後のことを話すというのが、それは同意するしない、決定した後じゃないですかということを言っているわけですよ、私はですね。

○議長（小池幸照君）

9 番森田峰敏君。

○9 番（森田峰敏君）

それで、私は理解はできます。しかし、その県の示す振興策というのは、聞くだけぐらいいは聞いておってもいいんじゃないかと思えますけどね。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

ごもっともな御意見です。ただし、今の段階で私がそれを言うということは差し控えたいということです。結論出ていないでしょう、経営分離に同意するか、しないかは。

最終的には、皆さんがぜひ知りたいという御意見があれば、それはまた皆さんと御相談するというので、今の段階で私がそれは聞きますと今言うぎ、もうそれはありきになってしまう、振興策ありきに。しかし、それは理屈としておかしいんじゃないですかと。だから、我々が8月末までに結論を出す場合には、総合的にやっぱり判断せにやいかんですね。今申

されたようなことも、やっぱり市民が知りたいと、その上で判断となれば、それはそうなりましようしね。

ほかにも、例えば、期成会の中では最大公約数をとるために、新幹線長崎ルート反対とは言いませんと約束をしております、私は。純粋に長崎本線存続ということだけでいきましよう。そうしますと、全員あれですよ。結果は新幹線長崎ルートはできないということになるんですけど、表現としてはそういうことではいまいしょう。私は、ほかの立場、例えば、佐賀市長、江北町長と私の新幹線長崎問題研究会では、必要とあれば新幹線長崎ルート反対とも言います、期成会の会長としてじゃないですから。あるいは、鹿島市長としても、そのことは自由ですから言います。

しかし、期成会の中ではそういうふうなスタンスをとっていますから、期成会の副会長さんたち、あるいは各議長さんたちとも相談をいたします。かたくなに言っているということじゃないんです。原則論として、手順から言えば同意をした後の問題でしょうというのがそうでしょう。同意をしなかったら着工できませんから、その後の経営分離後の振興策なんてあり得ないわけですよ。しかし、申されることはよくわかっております。ただ、今の段階で私がそうしましようと言うわけにはいかないということでもあります。

○議長（小池幸照君）

9 番森田峰敏君。

○9 番（森田峰敏君）

振興策を聞くことによって同意したというふうには私は考えませんが、それも含めてしたらどうかというようなことをお尋ねしたわけですが、市長の考えはそういうふうに思っておられるなら、それで貫いていかれるか、後で後悔されないようにその辺はよく判断して自分の態度を決めていただいて結構です。

それから、並行在来線について J R は 1 億円か譲歩すると言ったですね。それから、長崎県側も幾らかするとか報道はされております。しかし、肥前鹿島からというか、その並行在来線というのは私から言ったらちょっと違和感を感じますので、長崎本線の運行に関しては県は責任を持ってちゃんと施策をしていくというようなことを言っておられるように、新聞でしか私は見ておりませんが、そういうふうにはしか感じておりませんが、その辺はどうですか。

そして、私が今言った J R の 1 億円、それから上下分離方式とかも言いよったですね。それとか、長崎県側とか、そういうことも一応聞いて判断することも必要ではないだろうかと思ひますけど。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

今の御質問については、十分に私どもも中身は聞いておるつもりです、新聞報道等を通じてですね。それで、ＪＲの１億円以内の援助、あるいはということでありますし、また、佐賀県が責任を持って支えていくと言っておりますが、これは保証できるかという問題ですよ。

というのが、今の知事さんに対して言っているんじゃないです。今の知事さんがかわられた、あるいはその次の知事さんになったそのときに、今ちょうどその時期ですけど、県も市町村も財政的に大変ですね。そういう状況の中で、じゃあ、赤字ばかり出している線路をずっと支援し続けることができるか。もう来年度予算でも県は、市町村に対していろんな補助をしていたのを 200 ぐらい削っているんですよ、県も財政が大変だということですね。そういう状況の中で、今の知事さんを批判する、信用できないということじゃなくて、そういうものじゃないですかと。あるいは、ＪＲ九州も必ず利益が出続けるということは保証ないですよ。あるいは、大きな事故を今度ＪＲ九州がしてみたりなんかと。それからまた、今度は例えば、我々が経営体を三セクで経営したとします。ここで大きな事故でもあれば、我々の市町村にも賠償責任は及びますよね。それから、県もそれを、じゃあ、おどんが肩がわりしてやろうだいと、そがんとまでしてくるっかと。そういうことを考えおれば、とても三セクでの経営というのは半永久的には続かないと見るのが順当な見方だというふうに私は思っています。

例えば、白石町なんかが、県は責任を持って支援していく、あるいは今申されたようなことだから今までと変わらんやっかという判断をされたようですけど、三セクは私はいずれなくなっているんです、保証はないと。あるいは、料金アップはないと言っていたのに、フリーゲージでいくとなったら料金アップになるわけですね。料金アップになるんですよ、これは県も認めているんです。今のままの状況でいくとは限らないということになるわけでごさいます、それからもう一つ、長崎県知事さんが佐賀県に対して佐賀県分の負担を肩がわりすると、これは全部じゃないでしょうけど。

次の23日、今度の県との協議をするようにしていますが、前回6月6日の協議のときも江北町長から強く県に対して言われました。長崎県知事は幾ら負担すると言いつつとか、これを回答してくれと。というのが、なぜここにこだわるかといいますと、12月に我々の同意なしに知事が同意されたですね、経営分離に対して。そのときの根拠を幾つか言われました。その一つに、長崎県知事が佐賀県知事に負担するとまで言うてくれた。これは、例えば、極端に1億円負担するとも負担するですよ、あるいは100億円負担するとも負担する、1億円じゃい10億円じゃい、二、三十億円、四、五十億円ぐらいのはした金で我々を、沿線を売るとなると我々は思っているんです。佐賀市長も記者会見のとき、まさか何十億円じゃないでしょうね、最低半分でしょうねというふうなことも牽制しておられますが、まだ長崎県知事が負担するということも履行されていない、幾らとも表明されていない。恐らく難しいと思うですね。

というのが、長崎県側は並行在来線側に対して何にも今手当てもしていないし補償もしていないんです。これがどういう言い方かといいますと、旧小長井町と、それから旧高来町長に対して、それは新幹線長崎ルートが開通してからじゃないと状況がわからないから、どうするかはそのときに答えますと。これくらいのレベルなんですね。長崎県も非常に財政が逼迫している。こういう状況の中で、佐賀県に対して幾ら負担するということか、言えるのかということ。こういうことがありまして、私自身は、そういうふうに県がおっしゃっていただいても、これは永久にはこの三セクというのは続かない可能性が極めて大であると。そうしますと廃線の憂き目ということになります、大切な鉄路。

それからもう一つは、上下分離方式もありますが、鹿島から先は何も言及していません。言及してもちょっとでしょう。特に特急列車ですよね、今の高速交通体系の中で我々唯一持っている特急列車、高速手段ですね。これは、博多－佐賀から諫早－長崎に全部通じてこそその役割を果たすということになると思うんですね。皆さん御承知しておられるように、鹿島と長崎とのつながりは深いですよ。こういう中で、特急列車、鹿島まで今上下合わせて50本前後走っています。片道二十五、六分ですね。そのうち片道5本を鹿島まで通しますからと、これくらいのレベルで今までと変わらんとかなんとか言われても、雲泥の差ですもんね。ですから、私はそういうことに対してもノーと言っているわけであります。

○議長（小池幸照君）

9 番森田峰敏君。

○9 番（森田峰敏君）

今、市長が説明されましたけど、長崎県も小長井から先は長崎本線でしょう。それを長崎県側も期成会を何年か前にやめられました。そのとき、私は小長井まで行きまして町長と会ってお話したことがあるんですよ。それでその答えは、特急はうちにはとまらんもんねと。その当時、やっぱりとまっていなかったわけですね。それと答えは、島原鉄道をこちらへ入れると、そういうような案を持っておられるようでした。それで、現在、今市長が言われるように長崎県側は何もやっていない、後はどうなるかわからん、廃線の憂き目になるかわからんということであれば、これは話は全然何にも進まない、そういうふうに私は思います。

それで、現在、長崎県側はそういう話はあっていないわけですね。小長井、北高来郡ですか、あそこはね……（「高来町と小長井町ですね」と呼ぶ者あり）幾らか影響はありますからね。それで、その辺の話はどうなっているかということを知りたかったわけですけど、今市長は答弁で、私が聞く前にそういう話もされましたので、そういうふうに理解していいですね。

それと、今再々、佐賀県の佐賀市長、それから江北町長と3人で新幹線長崎ルートの勉強会というか、研究会ですか、そういうことを2月ぐらいから立ち上げられておりますけど、

もう目的は何回も聞いてわかっておりますが、会合を何回ぐらいしてどういうお話をされているのか、ここで少しでもお話ししていただければ私たちの参考になると思います。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

とりたてて時間と場所を決めてやったのは2回です。あとは私と佐賀市長、私と江北町長、江北町長と佐賀市長、それから不定期に、例えば、ある会合で会ったときとか、そういうのは数回あります。

話の中身は、私と方向性は全く一緒です。ちょっとほかの町長さん、市長さんのことだから私もちょっと余り言いにくいですけど、とにかく具体的には県の費用対効果等の説明を聞いてから、もう一遍正式にまた会おうということにしております。今、日程調整も少ししよります。

それからもう一つ、県内の7市の市長会で、市長会長が今多久の横尾市長、それから副会長が佐賀の木下市長ですが、このあたりとも話をしておりますが、以前から市長会としてもぜひ県の考えを聞きたいと、我々も関係者ぞということで強く要望しておりまして、この前、東京で3人会いましたときに、もう実は私は以前、費用対効果というのはおどんが一番先ばんと言うとったわけです。期成会にやっぱり一番初めに説明ばしてもらわんぎと。その後、市長会ということにしてくださいということですね。それがもう始まりましたので、県内の、今8市ですけど、市長会から要請をするというふうな詰めを今、横尾多久市長と木下佐賀市長との間でやっています。

○議長（小池幸照君）

9番森田峰敏君。

○9番（森田峰敏君）

今のいろいろなお話を聞きよって、古庄市長は3月議会で1.8の言葉を出されましたので、もうその当時既に知事とは話し合いがなされていたんじゃないかなろうかと勘ぐりたいような気持ちです、私は。その辺が、今8市の市長会で要求するというより説明を受けようというようなことですから、古庄市長もそのメンバーの一人だと思いますので、説明を受ける側には並行在来線に対して強く要望する人と、まあ、古庄市長だって並行在来線の鹿島の長崎本線の存続というものには反対でなく、かえって協力、手伝われる方だと私は思いますけどね。その辺のことも考えて今後の協議に強く臨んでいただきたいし、今私ちょっと思いましたけど、太良町とか江北町はやっぱり、何というか、振興策ですね、そういうことは聞きたいような気持ちは持っておられないか、わかりませんか。その辺をちょっとお尋ねします。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

太良町長と江北町長と私との話し合いの結果、結局、基本的な進め方としては、費用対効果等明らかになる前の振興策ということはある得ないと。手順としては、我々が同意をしたら着工になると、同意を前提とした振興策になっていくと。こういう手順というのは確認しておりますから、今の段階で振興策とかなんとかということは我々としては受け入れないということを確認しております。

ただし、先ほど森田議員がいろんな意見も聞いた方がいいじゃないかと申されましたが、それはそれで私も別にあるんですね、頭の中に。ただ、今の段階でそういうふうなことになるってしまうと、もう振興策ありきと。そして、これはもう同意というのが前提条件ですから、それはあり得ないということで申し上げておきたいと思います。

また、古庄市長さんが 1.8ともう既に言っておられたと、知事と話がついていたんじゃないかということですが、昨年の九州市長会に対する要望事項の中でこの問題出てきました。それで、この問題はそれ以前までは、私が市長になってすぐ、まだ四十四、五のときですよ。当時は伊万里の市長さんが市長会長でしたけど、この問題にかみついたわけです。結局、新幹線長崎ルートの建設促進を佐賀県市長会で九州市長会、全国市長会に上げていこうという議論があったときです。私はかみつきましたけど、そのときは「まあ、桑原君、じきなっとならんことじゃなかけんが、我々もちゃんと桑原市長の立場もわかっつけん、これはこれでしとこい」という、そのときは好意的にいろいろしてもらっていましたし、またそういう雰囲気でもありましたので、じゃあということで、ただし、佐賀県からは申し入れをしないと、要望しないと。各県から恐らく新幹線鹿児島ルートと長崎ルートは建設の要望が出てくるだろうと。それに後づけして相乗りという形でしますと、そういう妥協案だったんですね。

一昨年まではそれでやってきましたけど、いよいよ佳境に入ってくるということを私も判断したもんですから、佐賀県市長会の中でこれはいかんということを主張しました。そして、その中で、結果的にはもう昨年もことしも、もう佐賀県としては新幹線長崎ルートの要望はしないということになりましたけどね。していません、現実には。その議論の中で、こんな費用対効果もないようなことをと私が言ったときに、いや 1.8やろうもん、フリーゲージヤッギという発言をちょろっとされました。だから、1.1よりか 1.8で議論した方がいいということは、表面づらだれでもわかりますよね、それを言っておられたというふうに思うんですよ。ただ、実際話し合いがあったかどうかはわかりません、それは。

それからもう一つ、フリーゲージトレインを採用すると知事が公表されました。このことでどういうふうな変化が出てくるかといいますと、まず佐賀駅を利用される佐賀市、三田川町とかなんとかあそこんたいのところまで含める、あるいは新小城市、それから多久市、あるいは江北町、白石町、鹿島市、太良町、あるいは武雄市だってそうです、料金アップにな

るわけでしょう、フリーゲージだと。これは、特に佐賀駅利用者なんかは、今特別安いわけですから、ただでさえフル規格になったら反対がどっとふえるというふうに言われておりますので、その要因としては一つはこの料金アップなんですね、新幹線ができた場合の。スーパー特急だったら在来線利用だから上げませんということになっていましたけど、フル規格、フリーゲージを採用するとなったら、きのうの記者会見でもはっきり副知事は料金はアップになりますと言っておられます。これは確認しました。そうしますと、反対者がどっとふえてきます。そういう状況であります。

○議長（小池幸照君）

9 番森田峰敏君。

○9 番（森田峰敏君）

もうあと時間がないし、説明はフリーゲージ問題等いろいろ説明を受けましたので、大体が理解できたと思います。ひとつ鹿島市民のためにも在来線を残すように、よその自治体とも仲よくして、残るように頑張ってください。

それから、きょう時間がございませんので、市町村合併のことにつきましても質問をしようと思っておりましたが、大体、伊東議員とか谷口議員が質問をされておりまして、答弁は聞いておりまして、私も大体似通ったようなことでございます。

そこで、市長からの答弁は聞いておりますけど、助役から聞いていないですもんね。行政としてどういうふうに思っておられるのか、助役の気持ちを言ってください。

○議長（小池幸照君）

出村助役。

○助役（出村素明君）

市町村合併問題についての私の見解をということですが、今まで市長も、それから担当の部長も申しあげましたように、取り組む姿勢というのはずっと言ってきたと思います。したがって、新しい枠組みといいますか、新合併特例法に向けての取り組みというのは現時点では考えていないと、全く同じであります。

○議長（小池幸照君）

9 番森田峰敏君。

○9 番（森田峰敏君）

行政の責任というか、そういうふうに対する今後の取り組みということは、財政基盤を強化するんだと、そういうふうにして鹿島市民の福利厚生とかサービスの向上とか、そういったものに努力をしたいというようなことと受けとめておりますが、そのことにつきまして今から——時間あと何分ある。（発言する者あり）

それじゃ、行財政改革について質問をいたします。

財政再建の大きな手段になるはずだった太良町との合併が成就せず、これからは市単独の

歳入歳出を特に検討し、議会も行政も市民の福祉、行政サービスが低下しないよう努力していかなくてはなりません。行政では財政基盤強化計画を策定し、ただいま作成作業中であり、議会も検討しており、むだ、無理、むらをないように実施できるようともに努力し、これからの行財政運営が市民に明るい展望ができるように議会も行政も一緒になって頑張っていかなければいけないと私も考えております。

私は、民間でできるものは民間にお願いして高コストの是正を図るべきだと、10年ぐらい前から議会での一般質問のときに提案をいたしております。きのう、水頭議員も給食センターの民営化について質問をされていましたが、検討するというようなことで、できるのは10年ぐらい後かかるんじゃないかと、そういうことを答弁されていたような気がいたしますので、そのように時間を長く置くのではなくて、例えば、武雄市なんかは、私が武雄市、武雄市と言うから皆さんおかしいと思っておられるかわかりませんが、私は武雄にも事業所を持っております。それで、そこでテレビもあるし、市報なんか、武雄市報ですか、そういったものを事業所にもちゃんと配ってきます。手配りです、これは。このことについても私は以前議会で手配りはできんのかと、折り込みをするのじゃなくて、できんのかというようにも申し上げました。2回ほど質問いたしましたけど、そしたら、49市町村の中でどこがしているんだとそういうことを言ったら、その当時の光武課長、あの方が49市町村の中では鹿島市だけという答弁でした。よそでできることが何でできないかというようなことを私は考えているわけです。それは、やっぱり市報は、市民に知らせるいろんな連絡事項とか行事とかそういったものがおくれないうにということは一応現在もされているようでございますが、それはよそができることで鹿島市ができないということはないと思いますので、その辺はぜひ検討して、できるものはすぐ手をかけると。

例えば、今私が申しましたように給食センターですか、給食センターの活動をしている日数というのは何日だと思いますか。1年は大体 365日ありますけど、実際は 190日ぐらいしか実動、稼働していないんじゃないかと私は思います。それも結局、職員の給料、仕事がないときでも何かされているとは思いますが、全然遊んでいらっしゃるとは思いませんけどね、そういうことを考えますと、もう10年後とかなんとか言わんで、武雄市なんかもう保育園なんかもう四、五年前からです。給食センター、それも武雄市はもう四、五年前から民営化、民営委託とかそういったことをやっておられるし、多分保育園も、あそこは保育園が10カ所ぐらいありますもんね、公営が。それで、そういうところを統廃合というか、廃合はしていないと思うけど、統合して二つを一緒になすとか、そういった行政改革ですかね、そういったことをされていると思いますので、ひとつこの基盤強化計画で一生懸命なって市民のためになるように頑張るんだと、それは私の合併に対する責任のとり方だということと私は理解いたしておりますので、ひとつ大至急、急いでやってください。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

給食センター、もしくは保育所みどり園の民間委託、あるいは、何といたしますかね、行政から切り離す。私も全く一緒の感覚です。ただし、これは言いわけとして言っているわけじゃなくて、実際検討しました。すぐできないかということ。

基本に、職員がみどり園も、それから給食センターもいますね。この職員は、いわゆるやめさせないと、これを前提に考えてくれという指示をしました。そうしまして、昨日も問題になっておりましたが、結局、退職者を不補充、10人おっぎ5人じゃい4人じゃい採用していっちゃって、その分だけでずっと減らしていくというやり方を我々は想定しています。そうした場合に、保育所みどり園と、それから給食センターを例えば市の経営から分離するとします。こっちの市役所の方に引き取るわけですね。引き取っぎ、人数は減つとらんわけです、その時点では、今の現有勢力で。そして、例えば民間に委託すっぎ、委託料は別に払わんばらん。二重払いのごとなっわけですね。そういう時期が10年ぐらい続くという。両方から詰めていって、職員の削減ということと、それから保育所みどり園、給食センターの今申されている低減ということとあわせて突き詰めたぎそういうことになったわけです。これは詳しく私の方で検討しております、委員会の方で。それは後でまた委員会でも言うていただいて、説明せろと言っていたいただければ説明します。

そういうことになりましたので、10年後ぐらいになってようやくあそこを切り離して、そこにいる職員を本庁の方に引き揚げることができると、こういうようなことになったわけですね。そういうことで10年後と言っているわけです。だから、意味合い的にはもう既に始めていると思っていただいて結構であります。

○議長（小池幸照君）

以上で9番議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。10分間休憩をいたします。

午後 1 時47分 休憩

午後 1 時59分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、21番中西裕司君。

○21番（中西裕司君）

21番中西でございます。一般質問をさせていただきます。併用方式で行います。

まず、新株式会社論（その2）ということでございますが、私は初当選以来、1行政を一つの株式会社の組織というふうにとらえ、財政の効率化や福祉の向上や、あるいはそれぞれ

その時代その時代の大きな政治課題について質問をしてまいったところであります。山の頂上は市民の幸せであります、山に登るための入り口はさまざまな形であってもいいんじゃないかなというふうに思い、私は鹿島市という行政主体を株式会社に例え、その入り口を探ったところであります。

今よく市長は言われます費用対効果等のことも、その当時、株式会社論の中でお話をしてまいりましたが、その当時の馬場市長からの御意見がありました。一概に行政はプラス・マイナスを言うだけではないんだ、それ以上のものがあるというふうにお聞きをしたことがございます。それ以来、行政というのは、単に金もうけのための、あるいは費用対効果だけの問題ではない、あらゆる問題についてはそれぞれ両端の課題があるのではないかなというふうに理解をしたところであります。

そういう立場から御質問を申し上げますが、市長は常々、人が輝くまち鹿島というものを標榜しておりますが、最近私が目にしたり聞いたことを御紹介したいと思います。

実は、先日の東部中学校の運動会での出来事であります。小野原教育長は市民に対して、前の方でどうぞというふうにお気遣いをされたと聞いております。ところが、お茶の時間になったときに、その人だけを外して右左後ろにお茶が配られたという事実があるようでございます。その人から見れば、東部中学校をつくるときから近隣の人として東部中学校の発展に尽くされてきたわけではありますが、今回運動会ではそのようなことであったというお話を私は本人から直接伺いました。非常に残念だという御意見でございます。これが人が輝くまち鹿島の実態であります。

もう一つは、私の店の前にノバトがよく飛んでまいります。ノバトが交通事故に遭いまして死にかけておったわけでございますが、それをカラスが突っつきに参りました。近くの子供たちに見せたくない光景だなと思いながら、私自身、処理することについては非常に苦手でございまして、それができませんでした。そこで環境衛生課の方に、実はこういう事情だからどうだろうか、引き取りに来てくれるかというお話をしましたら、早速来ていただきました。来ていただいたときには、あいにくカラスが全部丸ごと持っていついていまして姿形もなかったということで、環境衛生課の皆さんには非常に申しわけなかったかなというふうに思いました。これも人が輝くまち鹿島の一つのお話であります。そういうものが現状ということであるということでございますので、一応お話しをしておきます。

質問に入りますが、合併についてまず検証をしたいということが一つ、長崎本線の存続問題についてが一つ、そして、大きな一つで情報公開ということが一つということで御質問をさせていただきたいというふうに思います。

実は非常に困っております。と申しますのは、合併について、谷口議員なり、伊東議員なり、あるいは森田議員なり、先に言ってしまわれましたので、どうしても自分の立場といたしますか、そういうものは持ちながらも質問がしにくくなったなというふうに考えております。

やはり結論を市長は言われたんではないかなというふうに思っておりますので、なかなか改めての質問がでにくいなというふうに思っております。

ただ、合併について、この鹿島市議会は合併の賛成をしたことはありません。2市4町のときには否決でございます。1市1町の議案提出については、特別委員会を設置して委員会に付託するというようなことで、鹿島市の議会としては合併の問題についてはいずれの場面も態度を明らかにしていないわけであります。そういう中で、これは古いことになりますから思い出していただきたいんですが、2市4町の任意合併協議会の議案を出され、否決されたという事実がございます。この問題について、あえて市長のそのときの考え方をお聞きしたいというふうに思います。2市4町の任意の合併協議会の会長として市長は合併推進をしてこられたわけでございますから、それが足元の鹿島市から議会で否決になったということの事実ですね、これについての御感想をいただければなというふうに思います。

もう一つは、その後、1市1町に合併論議が進んだわけでありますが、私もそのときから合併協議会の委員として議会を代表する形で出席をさせていただきました。1市1町についてのメリット・デメリット含めて、鹿島市の利益はどこにあるのか、あるいは太良町の利益はどこにあるのか、あるいは合併した後の市はどこに利益があるのかということについて議論をして、50数目についての合致を見たわけであります。調印式もあったと。私は、私の仕事は、やはり調印式までが合併協議会の委員としての仕事であろうというふうに理解をしておりました。ただ、太良町の住民投票の結果、否決という結果を受けながら、鹿島市はどういうふうな動向をしていくかということについて議論をしてきて、結局は1市3町の議論をもう一回出し、1市1町をやりながら、もう一方では1市3町を並行して議論をしていくことの立場も一時期とられたというふうに思いますが、そのときの事情を記憶を呼び起こして、改めて御説明をいただければなというふうに思います。

合併については、先ほど谷口議員の質問について、市長はみずから、合併できなかった責任を感じつつ、今後の単独での市の運営に携わると、財政基盤強化を中心にしていくという表明を出されましたが、先ほど来議論があっているように、行財政の強化基盤策を単に事務的に手続的にやるのが責任のとり方ではない。もっと、市長が今まで言われてきた人が輝くまち鹿島に向けての方策をより具体的に出していただきたいというふうに思います。幸い、第4次総合計画の見直しも含めて、後期の期間の見直しを含めて今後されると思いますが、財政基盤なくしてはと言われますが、やはり鹿島市の夢を語ることで次のステップに行けるのではないかなというふうに私は理解をいたします。市長の所信をお願いいたします。

長崎本線存続の問題でございますが、この問題につきましても、先ほどの質問に対する市長の答弁でございますが、成田新幹線のことを含めて例に挙げて、いわゆる今の時点では何も言えない。何も言えないというのは、恐らく結論を言えないということでございますね。そういう意味であつたろうかと思えます。ただ、市長の答弁を聞いておりますと、やはりこ

の長崎新幹線そのものに対して県民の理解を受けたい、当然市民に対しても説明をしていく、そういう中で予想される結論は今のところ不明確であります、私なりに先ほどの市長の答弁を聞きますと、恐らく8月の結論は出ない、10月ぐらいまで引き延ばされる、そして最後は時間切れというふうなことをたどっていくのではないかなというふうに私は理解をするものであります。

県との協議状況につきましては、6月6日の6項目の確認事項にありますように、今後その方針で多分進んでいかれるだろうというふうに思います。ただ、6月6日の県との協議の中で、これは新聞によりますが、太良町長の立場が変化があったというふうに新聞には報道されております。ただ、市長は今の時点ではそういうことは協議会では言うべきことではないということで、市長の立場ははっきりしているようでございます。そして、今月の23日を迎えて、改めて議論がある。そして、きょう今ありました、何方式でございましたか。

（「フリーゲージ」と呼ぶ者あり）きょうの市長の答弁の中に、フリーゲージという方式の答弁がありました。きょうの新聞等にも載っていたわけですが、フリーゲージに対する議論をまた改めてするなど、恐らく時間が延びていくのではないかなというふうな気がします。費用対効果の議論がフリーゲージ方式ということで、改めてまた議論が出てくる。そしたら、また結論がおくれてくる。これは県もそのつもりでいらっしゃるでありますが、今後の県との協議状況について、担当ないし市長に対して御答弁をお願いいたします。

すべて森田議員の質問に対して市長は明らかにされておりますので、市長の立場は大体わかりますが、フリーゲージの問題を抱えたことでこの協議がおくれていくという可能性は私は見るわけでございますが、その点についてどのようなことを考えていらっしゃるか、お聞きをしたいというふうに思います。

次に、情報公開の問題でございますが、市政のあり方としては公平、公正、公開でなければならないというふうに私は常日ごろ思っております。また、最近は説明責任とか言われて、いわゆる市政全般を公開するという方向が今からの市政のあり方というふうに言われております。情報そのものに対しては基盤整備のおくれ、今現在ケーブルテレビをやられておりますが、基盤整備はほかの市に比べおくれしているというふうに私は認識をしておるところでございます。その中でソフトの事業として、それぞれ議会もそうですが、情報公開条例を制定し、そして行政が持つあらゆる情報について公開をしてきたところであります。

具体的な質問を一つしておきますが、3月議会において中村課長の答弁の中に、これは高津原公民館の25,000千円の補助の問題でありますが、その問題について中村課長の答弁によると、馬場前市長との覚書があるという形での答弁をなさっております。覚書が本当にあるかどうかというようなことである市民が情報公開条例に基づき申請をしたところ、確かに名代は覚書であります、文言は市長からの回答書という形になっておったようでございます。

25,000千円云々については私も賛成をしておりますので、そのことについての議論ではあ

りません。いわゆる情報公開制度、あるいは情報公開という、あるいは情報の基盤整備をしていくという中で、もとなる覚書が、これは平成元年の10月27日に覚書として出された書類であります、これの元本がないということをお聞きしました。これについての担当課長の御所見をお願いをいたします。

そして、これは今回の伊東議員の質問にありましたが、ホームページのあり方ということで、あるいは活用ということで御意見が出ております。私も現在、ホームページの活用というものについては基盤強化の中でも民営化ということがあったらいいと思います。ホームページというのは情報の鹿島市の入り口であります。道路においては百貫橋が入り口であるように、情報においてはホームページが入り口であります。このホームページの入り口次第ではどのようなことにもなりかねない、そういう重要な情報源の一つがホームページであります。現在、ホームページに市政報告を含めていろんな形の情報が流されておるようでございます。

先日の我々産業経済委員協議会の中で、下水道の17年度分の工事についてのお話を聞く機会がありまして御質問を申し上げましたが、総枠での説明はありましたが、個々の説明はありません。ところが、この前ホームページを出してみたら、私が出したわけじゃないですが、出していただいたら、下水道の工事予定の計画表が、工事名、工事場所、工期、発注の時期、工事の種類含めてそれぞれ発表されているのを見まして、私はびっくりしたわけがあります。

このホームページの活用について、現在庁内においてどのようなものをどのような形でどうホームページに掲載していくかということは決まっているかどうか、庁内ですね。勝手に各課それぞれ載せていいのか、あるいはどこかの作成委員会なりのチェックを受けてホームページに載っていくのか、その点についての議論がなされているかどうか、お聞きをいたしまして、1回目の質問を終わります。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

合併と新幹線問題は私の方からお答えしますが、まず、ちょっと私、ただいまの御質問で聞き違いじゃなかったらちょっと失礼しますが、ちょっと不信に思いましたことがあります。

つまり、合併について鹿島市議会は可決したことがないと、これは当然ですね。否決されましたから、正式に私が提案したものについては。ただ、もう一つは、鹿島市議会としては合併については態度を明らかにしていないということも言われましたが、そうだったですか。私は、議会と相談しながら進めてきたつもりですけど。あるいはまた、1市1町をやりながら1市3町をやったのはなぜかと、これも議会と十分相談してからそういう方向性をもっていったというふうに私は思っていますが、そのあたりをちょっとお聞かせください。また、

議会全体としての、議会としてのお答えも聞きたいですね。そうしないと、私だけが勝手にやって、私だけがしいえじだめになったと、こういうふうなことになってしまいがちですので、それは明らかにしていただきたいと思います。

それから、行財政基盤強化、これについて、これをつくっただけではいけないと。これはもう当然そうです。まず、これをやっている段階ですから、これを議論しているわけです、今ですね。これは、計画をつくって、それぞれの実施時期になってから——その前に済みません。この財政基盤強化計画をつくって、そして第4次総合計画の後期分を精査して、そして実施段階にきたものについて、いろいろまた詳しく検討しながら実施するかしないかの決定を含めてやっていくと、こういうことであります。当然そうします。

それから、長崎本線の政策課題として、フリーゲージに対する議論が時間が延びるとか、ちょっと私もよくわかりませんが、何かこの問題は議会と私と市民と一緒にやっているという認識を持っていますが、何か評論家みたいな、他人事のように、何か推理をしておられるように聞こえましたけど、今そのことを議論して何になるんでしょうか。ちょっと私には理解できません。（「議長、ちょっと暫時休憩……」と呼ぶ者あり）

○議長（小池幸照君）

暫時休憩します。

午後2時24分 休憩

午後2時44分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

ただいまの中西議員の質問の際、説明不足な点があったということで追加説明をしたい旨の申し入れがっております。また、市長には、相互質問という形式はございませんので、注意を申し上げたいと思います。

それでは中西議員、追加説明をお願いいたします。

○21番（中西裕司君）

補足して説明を申し上げたいと思います。合併について本議会が賛成をしたことがないということの意味合いでございますが、これについての御理解がなかなかできにくいということでございますので、補足説明をしたいと思います。

2市4町の議案については、これは任意合併協議会の問題については否決であったというふうに理解をします。1市1町につきましては、市長の方から提案があり、議会で議論の結果、特別委員会に付託をするという意味での議決がなされたということでございます。で、よろしゅうございましょうか……。 （発言する者あり）わかりました。

もう一つ、1市1町の議案を出されたときに、法定合併協議会に入るか入らないかということについては議会は賛成をしておるということでございます。（発言する者あり）そして、

特別委員会の方に付託をしたということでございます。

事実関係をちょっと私も履き違えておりますが、以上のようなことでございます。（発言する者あり）

○議長（小池幸照君）

そのまま暫時休憩します。

午後 2 時 46 分 休憩

午後 2 時 52 分 再開

○議長（小池幸照君）

再開をいたします。

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

答弁を求めます。桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

合併についての検証ということで、鹿島市議会としては合併に対する態度を明らかにしていないということでありますが、これは私は議会の方と話し合った上で、それは全会一致ということじゃないと思いますけどね、それから一遍一遍議決しながらということでもないです。しかし、大まかの、大まかのと言うとまた語弊を受けますが、相談をしながら進めていったことと、このことは私としては申し上げたいというふうに思います。ですから、質問とか確認とかいう形では撤回します。

それから、1市1町をやりながら1市3町をやったのはなぜかということですが、これはなぜかと言われても私は困ります。これも議会の合併問題特別委員会と相談をした上でそのようにしたことであります。（「長崎本線の問題は……」と呼ぶ者あり）

長崎本線の政策課題で、これはさっき答弁したとおりです。私としては、8月までに県と、期成会の会長を責任を持ってこれは協定をまぜ合わせて、まだこれはほやほやしよっわけです。その段階でどうやろうかということにはならないと思います。

○議長（小池幸照君）

中川都市建設課長。

○都市建設課長（中川 宏君）

都市建設課におきまして、中西議員御質問の、平成元年に高津原区との覚書の起案決裁を受けました文書を保存しておりましたので、御質問の高津原区との覚書に関しまして原本が市にないことについての説明をということでございますので、私の方からお答えさせていただきます。

本来、覚書でありましたら、本書2通を作成し、両者記名、捺印の上、各自1通を保管するものでございましょうが、御質問の平成元年作成の高津原区との覚書は、「覚書」という表題にはなっておりますが、内容が高津原区からの要望に対する回答に重きを置いたもので

あったため、両者、高津原区と市長ということになりますけれど——の連名ではなく、市長からの回答という形で市長名だけで1通が作成され、市長公印を押した文書が高津原区に提出されたものでございます。そのため、市には公印を押した文書が残っていなかったものと考えられます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

私の方からは、中西議員の1回目の御質問の中での情報公開に関する分についての御質問にお答えをいたします。

きのうも伊東議員の方からホームページについては御質問をいただきましたけれども、その中でもお答えしましたように、この情報化が進んでいる中では、このホームページの利用者というのは我々も十分承知をいたしているところでございます。そういう中で、鹿島市のホームページを見ていただきますとわかりますように、リンクしていただきますと、まずこういったトップページが出てまいります。この中にもおよそ14の目次がありまして、この目次がすべてそういった情報公開の制度にのっとった内容を掲示しなければならないかというとしてそうではなく、これは各市町の創意工夫の中でこのつくり方というのは自由だと思っております。

ただ、御質問になりましたように、例えば、入札・契約に関する分で申しますと、この部分につきましては公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律というのがありまして、それに基づいて、また鹿島市では鹿島市建設工事に係わる入札結果等の公表要領というのを定めて、それに基づいてこの入札・契約結果については公表をしているということでございます。

そのホームページは、またこの「情報公開・公表」という見出しをクリックしていただきますと、その中に入札・契約の結果を平成14年度から17年度の各月別にまとめて公表しておりますし、また、都市建設課、環境下水道課、建設環境部、水道課、産業部、総務部、市民部、教育委員会に分けて、それぞれ平成17年度に予定する2,500千円以上の建設工事の発注見通し等を公表しているところでございます。

ただ、この公表の仕方は特に決まっておりませんで、これを市報で公表しようと、ホームページで公表しようと、あるいは閲覧方式でしようと、それは自由ということです。ただし、公表はしなくてはならないとなっているところであります。鹿島市におきましては、このホームページと、それから閲覧方式で、こういった結果は公表をいたしているということでございます。

それから、委員協議会あたりで各課が所掌する予算や各種事業等の説明が仕方がばらばら

であるというような話もありましたけれども、特にそういった協議会等で説明の仕方というのは特に定めておりませんので、これは各課の説明の方法に任せているというのが現状でございます。ただ、一般的に主な主要事業等についてはどの課も大体説明があっているんじゃないかなというふうに理解をいたしております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

21番中西裕司君。

○21番（中西裕司君）

2回目の質問をいたします。

簡単な方から、順番を違えまして質問したいと思いますが、先ほどの高津原区に対する馬場市長さんからの覚書の問題でございますが、これは市民の方が覚書を提出された控えになっております。私が情報公開条例に基づいて申請をしたときには、原本証明を必要ですかというようなことを言われまして、私はそれまでは必要ないという形でお話をしておきましたが、こういう覚書の提出といった場合に、原本証明というような形での処理の仕方は制度としてあるのかなのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

中西議員の2回目の御質問でございます。情報公開で開示した公文書の写しに原本証明はすることが可能かという御質問でございます。

公開条例の第2条第3号で、公文書の開示とは、公文書を閲覧、この場合、原則原本となります。高津原区との覚書につきましては、市に存在するのが唯一の原本ということで、高津原区が保有されているのは市が回答した覚書の文書ということで、市に存在する文書は都市建設課で保管している文書が市の原本ということで解釈をいたしておりまして、その公文書を閲覧、またその写しを交付することを言うと規定をいたしております。閲覧、もしくはその原本の写しを交付するという規定でございます。今回は写しを欲しいということでございましたので、その写しを交付しております。

手引書によりますと、「行政証明の実務」という手引書がございますけど、情報公開は、行政機関が持つ文書をそのまま複写交付することが原則であり、原本証明はつけないとなっております。ほとんどの自治体におきましては原本証明は必要でないという判断に立っておりまして、ある地方自治体におきましては、はっきりと原本の写しであることの証明は行わないという規定を設けている自治体もございまして、今回、鹿島市におきましても原本証明というものは行っておりません。

○議長（小池幸照君）

21番中西裕司君。

○21番（中西裕司君）

情報公開をする上では、やはり情報の完全な保管、そういうのがやっぱり重要だと思うんです。覚書で一方的なものだから、こちらの手元に印鑑を押したものはないということですね。そういうことでございました。原本証明も必要なしということでございます。

そしたら、この覚書には、控えというよりかは写しとかそういうふうな表現がよかったのではないかというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（小池幸照君）

答弁をお願いします。北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

本来、覚書というものは、契約書に類似した文書ということになります。佐賀県の分掌事務におきましては、覚書は本書2通を作成し、先ほど中川都市建設課長が答弁いたしましたように、各自1通を保有するというのが原則であると認識をいたしております。

今回の高津原区との覚書につきましては、先ほど中川課長が答弁いたしましたように、回答書という形で高津原区に、表題は「覚書」というタイトルで、公印を打って提出いたしております。鹿島市に存在します覚書、公印を打つ前の原本につきましては、控えとか写しとか、そういうものはその当時の担当者が事務的な処理をしなかったということでございます。

○議長（小池幸照君）

21番中西裕司君。

○21番（中西裕司君）

ですから、保管の仕方がね、例えば、覚書だけれども、回答書になっていると。だから、そのときの市長さんからその当時の高津原区長さんにあてての回答書の形になっているわけですね。表題は「覚書」だけれども。ただ、今度もらったのが、いわゆる覚書なんだけれども、控えなりありますよね、回答書をやった控えがありますよね。その控えというか、こっちに出てきたのが控えということ。要するに、控えの写しなわけでしょう、結局は、もらうのは。そういうような形になると思うんですね。控えの控えじゃなくて、控えの写しをこっちの方にくれるわけでしょう。そういうふうと思うんですが、いかがですかね。

○議長（小池幸照君）

中川都市建設課長。

○都市建設課長（中川 宏君）

お答えいたします。

起案した文書、それから決裁を受けた文書を今回開示しているわけでございます。ですから、それが原本だと考えております。

公印を押したものは、通知文とか回答文、これをわざわざ市の方でコピーをして控えておくと、通知文あたり、特に回答文とかですね、そういうのはしておりません。ですから、それと同じような考え方をしていただければ、回答文、この覚書をわざわざ公印を押したのをコピーして保存しておくということは必要なかったと考えているところです。

○議長（小池幸照君）

21番中西裕司君。

○21番（中西裕司君）

いや、課長の言われるのは、それはわかるんですよ、もう。それはわかるんですよ。ただ、こちらにもらったのは、いわゆる控えになっているわけですよ。マル控えになっているわけですよ。だから、役所には当然、原本と同じものが保存、保管されているわけですよ。今回、請求に基づいてそれを出したわけでしょうが。じゃあ、その残っているやつをコピーするなりをして出されたと思うんですね。だから、原本の写しですよということでマル写しということになるんじゃないかと、マル控えじゃなくて。そして、公開されるんじゃないかなと僕はそのように理解しているんですが。どがんですか。余り細かいことを長くやりたくないけど。

○議長（小池幸照君）

答弁。中川都市建設課長。

○都市建設課長（中川 宏君）

確かに、今、中西議員言われますように、今度開示いたしました文書は控えという形になっております。ただ、これが起案決裁を受けた文書のときの原本ですので、今回開示したものはあくまで原本だと考えます。

○議長（小池幸照君）

21番中西裕司君。

○21番（中西裕司君）

これが原本じゃないとは言っていないわけです。多分これが原本なんでしょう。例えば、その当時の馬場市長の公印がなくても、今役所に残っているのはこれが多分それだろうと。ただ、これを原本を出してくるときに、控えということじゃなくて写しで出すんじゃないですかと言っているわけです、表に出すときにはよ。それは研究しておってくださいね、どういう手続で出していくのか。これは、今後やっぱり情報公開がもっともっと進んでいけば、書類の保管とか、あるいは書類を出すときのどういうものか、信憑性があるかないかということまで出てきますからね。改ざんしたんじゃないかなんてことにも、極端な話出てきますから、そうじゃないんだということの証明のために書類としては出てくるわけですから、それは、あとまた細かいことですから後で。

ついでにちょっと関連で、あとホームページの活用の問題でもございますが、私が言って

いるのは、いわゆるホームページを活用して市の市政の情報公開していくのはこれは非常にありがたいと、これは結構なことだと思っているんですね。これも中村雄一郎議員が北海道のニセコ町長さんのやり方を紹介されて一般質問されたときあります。そのように、行政というのはこれから公開していくという、そういう立場ですね。あるいは、うちみたいに本当は、本来ならその当初の予算を1冊の本にまとめて、そして全町民に配るというようなところまで開かれたものをつくっていこうという施政のあり方ではそこまでされているわけですよ。その一環として、ホームページに今回、いわゆる工事の入札の結果だけじゃないですよ、いわゆる予定工事も含めてそういうものが下水道課の仕事としては出されておったというようなことです。それが事実としてあります。

もう一つ、今度また福祉の方では今回本ができました。その本を市内にはみんな配り切れないと、だからホームページに入れますよと、必要な人はホームページからとってくださいと、そしたら1冊の本ができますよというようなことの御説明もこの前の福祉事務所の説明ではあっておるわけですよ。そういうふうにホームページの活用、庁内で活用するときに、一つの基準、あるいは情報を入れ込むためのそういう、チェックをするというのはおかしいけれども、それをするそういうのは今あるんですかと言っているんです。勝手に部課で入れ込んでいいのか、あるいはどここの決裁が必要なのか、あるいはホームページを作成していく上でのそういう委員会なりの立場で検討して入れていくのか、そういうことを聞いているんです。

そうでないと、ホームページを今度民営化すればと言っているわけですよ、市の職員が手放すと言っているわけですからね。そういうものの、いわゆる活用するための整備が必要だろうと、その整備をどうしていますかと言っている。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

中西議員の2回目の御質問にお答えをいたします。

ホームページの記事の掲載についての基準といいますか、そういったものがあるかどうかというふうなことでございますが、現行ではすべて鹿島市のホームページに掲載する記事は企画課の担当職員が記載しておりますので、その記事について記載していいかどうかは、課内の送られた記事について記載してどうかの決裁をいたします。それによって掲載するかしないかを判断しているということでございます。

○議長（小池幸照君）

21番中西裕司君。

○21番（中西裕司君）

ぜひそのことについては民営化と、いや、民間委託か、そういう形になることを視野に入

れているということもお話もありますので、今後やはり行政内部の資料の取り扱いについては、より客観的な形でそういうことをしていただきたいというふうに思います。

前に戻ります。

市町村合併についてでございますが、これは2市4町の議案、あるいは1市1町の議案、それぞれいろんな意見があつて、そのときの結論を出してきたというふうに思います。また、先ほどの市長の答弁によると、議会と相談しながらやってきたというふうに言われております。私だけが蚊帳の外だったのかなと、あるいは評論家だったのかなというふうに反省をするところでございますが、ただ、合併というものは、市民含めて、議会含めて一つになってやらなきゃいかんことかもしれませんが、やはりまず第一に市長としてのリーダーシップが大きなウエートを占めていくんではないかなというふうに思います。両市長がいろいろ思惑があり過ぎると、やはりうまくいかないんじゃないかな。おのれを捨てて、市の将来のためにその道を歩くという方法も、やっぱり大きな政治的な決断としてせざるを得ないときだってあるかもしれん。議会が賛成したから、反対したからということ以前に、やはり市長としてのリーダーシップを発揮されるべきではなかったかなというふうに私は思っているところです。

何かございましたら、市長、お願いします。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

合併については、私はやっぱり議会と相談しながら、毎回毎回ということじゃないですよ、報告にかえたときもあります。しかし、大きなポイント、転換点、こういうところでは、正確に言います、議会の合併特別委員会に相談してから事を進めております。

中西議員は副議長でもありますし、太良町との合併協の委員だったので、特別委員会の委員にはなっておられたんですかね。（「入っております」と呼ぶ者あり）入っておられましたですね。じゃ、私はそのことについては私は御理解いただけるものというふうに思っております。

それから、私自身はリーダーシップをとりながら市内世論をまとめて、そして太良町との合併に臨みました。

○議長（小池幸照君）

21番中西裕司君。

○21番（中西裕司君）

続きまして、長崎本線の存続の問題でございますが、先ほど来の質問で市長が大体すべて答えられましたので、私の意図するところはほぼ質問が終わっておりますし、市長の答弁も得ておるようでございます。

ただ、先ほど私がフリーゲージの問題で言いましたのは、いわゆる現在の県と期成会との協議会の中身に、フリーゲージという問題は新しい問題として出てきたんじゃないかなと。だから、例えば、今後の議論の中にフリーゲージの問題が出てくれば、また協議の時間が多少必要になってきて、多分8月の結論を出すということについてはなかなかできないんじゃないでしょうかということを申し上げているわけです。それは市長が大丈夫だというふうなことでございますから、8月までに結論を出していただけるだろうというふうに思います。

ただ、8年前を思い出しますと、その当時は井本知事でございましたが、在来線の分離ということでのお話があったときに、市長は時間がなかったということも私も理解していますが、検討に値しないという形で県の方にそのときは返しております。確かに、私もそのときに思ったのは、国の何とか方式を決めるときに1週間足らずのうちに返事をせろというような県の方向だったから、私もそれは理解しますが、やはり検討に値しないということで、その当時はそういう時勢だったんでしょう。今回はそういうことじゃなくて、いわゆる期成会との協議をしていくという立場で今回はなされておりますので、私も一安心というところじゃないかなと思っています。ただ、協議が成り立つか成り立たんかは6項目以下のやり方によって決まってくるでしょうから、何とも言えないですが、よかったかなというふうに思っております。

私は、地域振興策を云々言うわけじゃないですが、また条件をつけろと、そういう言い方ではないですが、その当時8年前からのことを考えますと、県道鹿島一嬉野については予定どおり県がトンネルを掘られて、県道嬉野線の整備をされた。あるいは、498号線の国道昇格の問題、あるいは広域農道の着手とか、それぞれ鹿島の周辺での公共工事の発展についてはここ8年の間に非常に進んでおるというふうな気がいたします。だから、市長が地域振興策と絡めては、いわゆる条件になるんだと、条件闘争みたいに、闘争というのはおかしいですが、条件を提示するという形になるから、それはぜひやめておきたい、それはやめて議論をしていきたいというようなことでございます。

改めて、6月6日に期成会との協議があつて、費用対効果なりその他いろんな意見交換がなされました。それで、新聞によると、これは毎日ですけれども、新幹線問題では期成会内に不協和音が出ているんだと。太良町長が支援策があれば同意というようなことを言われたということでございますが、私もあいにくその日は傍聴に行きませんでした。

この太良町長の考え方といいますか、そういうものが期成会内でどのように議論をされたものか、よければ御答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

今回の期成会の再編の前に太良町側には、絶対最後までこの長崎本線を存続していくとい

う趣旨で再設立をしますから、それに同意ならば入ってくださいますかと、そうじゃなかったらいいですとまでは言いませんでしたけど、そういう意味のことも言いながら声をかけました。

今回の発言について、記者さんたちによってもいろんなとらえ方はあるようですが、結局、不協和音ということじゃなくて、太良町長さんは、実は太良町内でもすぐこれは問題になりまして、議会、あるいは執行部の中でも議論をされまして、そうじゃなかったと、自分はいくまでも期成会の全体の方向に従っていくからということをお断りして太良町の助役から、その記事に対する、あるいは太良町長の発言に対して申し出がっております。私は、そういうことであればまた一緒にやりましょうということで現在しております。

そしてまた、いろいろなことについても、江北町長と太良町長と相談の上、もちろん我々が事務局を持っていますし、私が会長ですので、リーダーシップはとりますよ。しかし、相談の上、承認をしていただきながら進めておることとなります。そういうことです。

○議長（小池幸照君）

21番中西裕司君。

○21番（中西裕司君）

太良町長がこの前、新聞記事によると、地域振興策といいますか、自分たちのところのことも考えてというような発言をされたと思います。確かに、今の市長の期成会での考え方でいくと、いわゆる新幹線の問題がまずメインになっておるような気がします。例えば、JR九州の問題なり上下分離の問題なり、あるいは鹿島から諫早までのものがまだ決まっていなとか、県が示していないとか、そういうようなのを新聞ではよく読んで、ああ、こういうことで動いているんだなという気がします。期成会で先ほどの太良町長の意見みたいな形が、要するに、まだ議論の場ではないのか、時期が早いのか、その点がちょっと私も理解できないでおります。

というのは、私は肥前浜駅をよく利用します。特急はとまりません。特急に乗ろうにも、1列車前に乗り込むと、あるいは2時間前に乗り込むというように、必ずしも利便性があるわけではないです。急ぎの場合は、やはり1千円のタクシー代を使って鹿島駅に行きます。そして、鹿島駅から特急に乗るという形になります。ですから、そういう現実も片方ではあるわけでありまして。

ただ、そういう問題がまだ議論の場に出てこないということでございますが、改めて市長の考え方といいますか、改めてお聞きをしたいと思っております。長崎本線を存続するという立場は、みんなわかっていますが、どういう形で残すかという議論はまだ全然されていないということでございますから、市長の今の段階でのお話を改めてお聞かせいただければと思っております。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

まず、今後の地域振興策を含めたやり方、これはもう作戦の問題ですよ、私が会長としての。県側は何にも言わないでしょう、そういうことは。私の頭の中にあって、作戦を考えながら次々にこれを当たっていくということでもありますので、この場では申し上げます。

それから、浜駅は特急列車がとまらない、これは当然そうですね。鹿島市には浜駅、あと七浦駅、飯田駅と三つの駅がありますが、いずれもそうです。しかし、三セクになれば、特急列車もなくなる、普通列車もなくなる、こういうおそれが、極めて可能性が大です。あるいはまた、必ずしも利便性があるわけではないと言われますが、特急列車が現行のまま走っているからこそ博多まで1時間足らずで行けるという利便性があるんじゃないですか。

ということで、私はどういう形で長崎本線を残すつもりかと、これは議会でも決議文を読み返していただければおわかりのように、J R九州の経営のまま、現状のままで残すと、これは議会も決議をしておられますし、私の方針自体もそうですし、期成会の方針もそう、またほとんどの住民がそれを望んでおられるということです。これは何ら覆るものではないというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

21番中西裕司君。

○21番（中西裕司君）

結局、期成会の中では、先ほど市長が言われたようなことはまだ議論されていないと。市長はそうのように考えておられるけれども、期成会の中ではそういう議論はあっていないというふうに理解をしてよろしゅうございますですか。（発言する者あり）

ですから、第三セクターになった場合は、例えば、廃止になる可能性もあるとか、要するに将来においてですよ。そういうこととか、いわゆるJ R九州が鹿島まで来るとか、そういう議論を含めた形の議論は期成会ではされていないということでしょう。結局、現在の今の状況は新幹線の費用対効果を中心に今まだ議論をされていると、そういうことなんでしょう。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

いやいや、いろいろ今までずうっと議論をしてきているじゃないですか。その上で、第三セクターになってみたり廃止になったらいかんから、絶対これを守っていこうという、今の目的、また当初からの目的もそうです。それを確認しながらやっておりますけど。

○議長（小池幸照君）

21番中西裕司君。

○21番（中西裕司君）

長崎本線の問題については、今後８月までに結論を出すということでございますから、私も評論家として見守っていきたいというふうに思います。

私の一般質問を終わりますが、今後とも、いわゆる市政の再生を目指して、まず大きな課題としては、やはり合併なき後は行財政改革を強化するというのも一つの方法、あるいはＪＲ長崎本線をいかにしていくかと、そして地域の浮揚を図っていくのも一つの方法というふうに理解をいたします。大変でございますでしょうけれども、頑張ってくださいたいというふうに思います。

終わります。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

私から切にお願いをいたします。

長崎本線存続については評論家としてではなく、それから、大変でしょうけど頑張ってくださいというスタンスではなくて、議会と執行部と市民と一緒に頑張っていきましょう、そういうスタンスでぜひお願いします。

○議長（小池幸照君）

以上で21番議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。10分間休憩をいたします。

午後３時31分 休憩

午後３時40分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、８番橋川宏彰君。

○８番（橋川宏彰君）

８番議員の橋川宏彰でございます。事前の通告に基づき質問をいたしますが、ぜひ今回も率直かつ明確な答弁をよろしくお願いいたします。

さて私は、１、市職員の公権力の行使と個人情報の保護について、２、市内小中学校における教科書採択のあり方についての２項目について質問をいたします。

それではまず最初に、１、市職員の公権力の行使と個人情報の保護についてお伺いいたします。

そもそも市役所のような公共機関は、住民福祉の向上や高度な行政サービスの実現を目指すことを本旨とし、そのため円滑な行財政運営に資することを目的として、市民のいろいろな個人情報を法律、法令に基づき取得、管理し、適正に活用されるべきものと私は理解しております。住民情報、税情報、財産、所得、福祉、衛生、医療など、まさに揺りかごから墓

場までで、市民の人生のあらゆる段階におけるいろいろな情報が、公権力を背景に市民の意思に関係なく取得され、管理、活用されております。さらに、昨今、高度情報化社会の到来と言われるように、コンピューター技術、インターネットなど情報通信技術の急速な進歩に伴い、全国民や全国の市町村を網羅した住民基本台帳ネットワークや年金番号制度など、ついこの間までは想像もつかなかったような個人情報の高度利用、多方面での利用がなされていることは御承知のとおりです。また、公共機関や銀行、通信販売業者などからの個人情報の流出、漏えいのニュースも、しばしば目にするところであります。

このような状況を背景にして、個人情報保護に関する国民、市民の関心は高まり、個人情報を取得、管理する国や地方公共団体などの公共機関の責務は大きく、既に鹿島市では平成3年に鹿島市個人情報の保護に関する条例が制定されております。ここにきょう持ってきておりますけど、当時の新聞記事を見てみますと、県内の市町村の保護条例がコンピューター情報を対象に限っているのに対し、鹿島市の保護条例はコンピューター管理以外のすべての個人情報も含めて保護対象としており、しかも、県内唯一、罰則規定を設けたかなり先進的なものであったことが報じられております。その後、平成13年度には鹿島市情報公開条例が制定され、行政機関が持つ情報に関し、市民の知る権利も大きくクローズアップされているところであります。

そこで、まず1点目の質問としてお尋ねしたいのが、保護条例も公開条例にも情報開示の規定がありますが、情報公開請求の件数や内容、審議会の開催状況、また開示、不開示の内容など、これら二つの条例のこれまでの運用状況について、その概要を教えてくださいと思います。

質問の2点目です。これは特に個人情報保護の観点からの質問となりますが、市民の個人情報の管理と活用に大きな権限を持つ公共機関として、個人情報の保護についてどのようなセキュリティー、安全対策が講じられているのか。また、市職員や関係機関の職員に対しては、個人情報保護の重要性や取り扱いについてどのような研修や指導監督が行われているのか、お伺いします。

質問の3点目です。職員が公務で個人情報を取得する場合、特にこれは関係課がそれぞれ情報を利用し合う場合があると思いますが、ある職員がみずからの本来業務でないほかの課の情報を閲覧したり、証明書をとる場合の手続はどのようになっているのか、お伺いします。また、仮に職員が不適切な方法や手段で市民の個人情報を取得し、それを不適切に使用したとすれば、鹿島市として当該職員や当該市民に対してどのような対応や取り扱いをすることになっているのか、お伺いします。

次に、質問の2項目めですが、2、市内小・中学校における教科書採択のあり方について御質問いたします。

歴史認識や靖国神社参拝問題など、最近、中国や韓国との対立が再燃する中で、外交は中

中央政府の専権事項として片づけるのではなく、特に教育現場で直接子供たちの義務教育を預かる地方自治体として、私たちは主体的に問題に向き合う責務があると思います。今回は、特に鹿島市における教科書採択の過程を通じて歴史教科書問題にも触れ、市当局の御見解を伺いたいと思います。

まず1点目ですが、鹿島市内の小・中学校で使われている教科書の採択の過程について、どのような手順や基準で教科書が決定されているのか、お伺いします。このことについては、国の教科書検定を初め、とかく専門的とか閉鎖的なイメージがありますが、次の世代を担う子供たちの学力向上とともに人格形成に大切な時期の教科書でもあり、採択に至る過程の情報公開はぜひとも必要であると考えております。

次に2点目の質問として、社会科の歴史教科書については、アジア諸国との歴史認識の問題など対立が再燃してマスコミ報道も過熱するなど、いろいろ物議を醸していることでもあり、現在鹿島市で使用されている歴史教科書がどのような過程と採択基準で決められたのか、1点目の質問に関連して、教科書採択の一つの具体例として教えていただければと思います。

これで1回目の総括質問を終わります。よろしくお願いします。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

橋川議員の1回目の御質問にお答えをいたします。

まず最初に、情報公開請求の件数と内容、開示、不開示の状況についてという御質問でございます。

情報公開条例は、平成13年4月から施行をいたしております。これまでに請求件数が、平成13年度が3件、平成14年度が10件、平成15年度が3件、平成16年度が3件、そして平成17年度がこれまで1件という状況になっておりまして、平成13年度からこれまでに合計20件の情報公開の請求がっております。請求の内容別でございますけど、備品購入、工事関係の入札結果、市長、議長の交際費の支出状況、教科書採択関係の情報公開の請求となっております。先ほど申し上げました20件のうち、開示は12件、一部開示が6件、これは一部に個人情報が含まれていたために部分開示となったものでございまして、不開示は2件でございます。この2件につきましては、文書が不存在ということで不開示となっております。

市職員が個人情報を不正に取得し、また使用した場合にはということでございますけど、鹿島市個人情報の保護に関する条例の目的は、個人情報の収集、管理及び利用等の適正化を図ることによりまして市民の基本的な人権を擁護する目的がございまして。

原課、所属課以外の職員が市民の個人情報を取得、もしくは閲覧する場合には、市民課では課外閲覧台帳に閲覧をしようとする職員の氏名、課名、閲覧する目的を記入させておりまして、決裁を受けてから閲覧することになります。また、税務課では、庁内各課からの公用

申請書に申請をする課の所属長の決裁を受けてから、氏名、利用目的を記入し、閲覧やコピーなどによりまして取得することになります。その場合は、所属課の職員が立ち会いをするということが原則といたしておりまして、件数や部数が多い場合には申請者本人が端末機を操作する場合もあります。

個人情報の保護に関する条例第3条第2項の規定は、「職員は、個人情報の管理に当たって、職務上知り得た個人情報の秘密を他に漏らしてはならない」と規定をいたしております。違反した者には、地方公務員法第60条第2項によりまして守秘義務違反となりまして、1年以下の懲役または30千円以下の罰金という罰則規定の適用がございます。個人情報の不正入手、目的外利用の使用につきましても、関係法令等に抵触するということになります。先ほど申し上げました罰則が確定いたしますと、鹿島市懲戒処分基準に従いまして処分の対象となるものでございます。このほか、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律では、職員が不正取得した場合には1年以下の懲役または500千円以下の罰金という罰則規定が今回設けられております。

○議長（小池幸照君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

教科書関係で3点あったかと思いますが、一つは採択の過程ですね。原則をやっぱりきっちり御理解をいただいております。あくまでも、長い法律ですけれども、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律というのがございますが、その12条及び13条の規定に基づきまして、所定の手続を進めていくことになります。

今年度、いわゆる平成17年度は、平成18年度以降4年間、中学校で使用いたします採択をする年ということになっております。あくまでも、長い法律ですけれども、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律というのがございますが、その12条及び13条の規定に基づきまして、所定の手続を進めていくことになります。

御承知のとおり、県内は五つのブロックに分かれておりまして、この地域は藤津教育事務所管内の1市3町ということで協議会を設けまして、もちろん各市町の教育委員会も参画をいたしまして、そういう手続を進めるということでございます。

それから、2点目は情報公開ですけれども、その地区の協議会の中で基本的には規定を設けてその範囲内で、もしくはその申し合わせによって対応することになろうかというふうに思います。

それから3点目は、現在使っている——歴史教科書でよろしいんですか。社会科の歴史教科書についてということで、どのような基準等で決まったのかということだと思いますが、この歴史教科書に限らず、すべて同じような扱いをいたしまして、あくまでも学習指導要領に沿っていることを原則に、加えて当地区の子供たちの実態等十分考慮をして選定に及んだというふうに御認識いただければよろしいかと思います。

以上です。

○議長（小池幸照君）

8 番橋川宏彰君。

○8 番（橋川宏彰君）

これより一問一答でさせていただきますけど、1 回目の質問を踏まえながら質問を続けますが、まず個人情報保護問題について、ある事例を示しながらお聞きしたいと思います。

私は、この具体例を示しての質問は相当迷いましたが、このことは公の議論としてきちんと整理をしなければならないと思ひまして、私が把握しているこれまでの経過に沿って質問をいたします。

あえて固有名詞は避けますが、昨年12月からことし1月にかけて、市内のある団体、この団体は市の補助金も受け事業を実施しているところの職員さんから次のようなことをお聞きしました。

自分が勤める職場に、指導監督の立場にある1人の市職員が見えられて、団体の運営に疑問があると指摘をされた。その際、この市職員は、その団体の職員個人ごとの所得明細を持参し、示しながらの指摘だったということであります。本来、指導監督の立場にある市職員が所管する外部団体の事業に気を配り、疑義や疑問に対し改善を指導するということ自体は市職員として当然の職務姿勢であります。この職員の指摘は、団体の会計処理に疑義、疑問があり、裏金づくりや不正な給与支給があるといったような一方的な詰問や追及であり、この団体は対応に困惑したとのこととあります。

個人の所得の資料と言えば個人情報であり、どこからの資料なのか、また、この職員の指摘の目的や意図は何だったのか、このことについて当時市は経過や内容を把握しておられたのか、まずお伺いいたします。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

その当時に市が職員の行動について把握をしていたのかという御質問でございますけど、当時におきましては、そのような動き等につきましては把握しておりませんでした。

○議長（小池幸照君）

8 番橋川宏彰君。

○8 番（橋川宏彰君）

私とその団体の職員から聞いた話では、その市の職員は、裏金をつくって、ある政治家に献金しているのではないかと一方的に決めつけ、ここに新聞コピーも持ってきておりますけど、これは借りてきましたが、こういうふうにな新聞をコピーしてきたものを持ってきた、これはほかの県で補助金を不正に流用し関係者が逮捕されたという記事で、「こういうことばしよつぎ、おまえたちも逮捕されるぞ」と強い口調で詰問したそうとあります。

この職員の一方向的な妄想に、この団体は非常な怒りを覚えておられることはまず間違いありません。その事実をつかんでおられないのか、お聞きします。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

お答えします。

現在、その団体から疑義が出されておりました、現在内部で調査中ということでお答えにかえさせていただきます。

○議長（小池幸照君）

8 番橋川宏彰君。

○8 番（橋川宏彰君）

今の答弁であります、この団体から、ことし2月18日付で、鹿島市職員による不当な公権力行使に対する疑義についてという文書での不服申し立てがあつていと聞いております。そのことに関してお尋ねしますが、この団体からの不服申し立ての内容、その内容は事実であるのか。また、鹿島市の見解、この不服申し立てについてどのように対処されたのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

ある団体、その団体から市職員による不当な公権力行使に対する疑義について不服申し立てという書類が鹿島市長あてにあつておりました、調査の要望があつております。

この不服申し立てにどのように対処されたかという御質問でございますが、不服申し立ての内容が、職員が調査を行うに至った目的、2番目が特定の部署でしか知ることができない個人情報提示したこと、また、三つ目が公務員の権限などについての御質問でございましたので、項目別に4月末に団体に文書により回答をいたしておるところでございます。

○議長（小池幸照君）

8 番橋川宏彰君。

○8 番（橋川宏彰君）

この不服申し立ての中で、所得明細を持参しての、示しながらの指摘だということで、所得明細と言え、だれでも簡単に知ることができない重要な個人情報と思われ。この市職員はどのような手続を踏まえこの情報を取得したのか、これは適正な手続で取得されたのか、お伺いします。また、その後のいろいろな状況、これは団体の総会の席で同じような指摘を別の第三者が行っている事実があります。その人は、その議事録に載っておりますが、その内容は「私の持っている資料を出せば大変なことになるでしょうから出しません」、ま

た「職員個人の給料が年間どれくらい支払われているか指摘してもいいですが」と言われております。

これらの状況からして、この市職員を介して団体職員の個人情報や団体の預金残高証明書などの内部情報が、議員を含めた複数の第三者に漏えい、流出している可能性が疑われております。また、これらの資料を見せてもらったという複数の証言もあります。もしこのことが事実であれば大変なことだと考えられます。情報を渡した方も受け取った方も重大な責任が問われるのではなからうかと思っておりますが、これらのことは既に情報として市当局は耳にしておられると思いますが、どのように状況を把握しておられ、対応しておられるのか、お伺いいたします。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

先ほどもお答えをいたしましたけど、この内部調査につきましては現在数名の職員から事情を聞いております。例えば、市民課の情報、税務課の情報が第三者を介して流出したということになりますと、議員が申されますように大きな問題ととらえておりますので、これからも内部調査をして、その流出についての経緯を、その実態を含めまして調査していくことにいたしております。

○議長（小池幸照君）

8番橋川宏彰君。

○8番（橋川宏彰君）

調査中ということで、私が思っているような答弁は余り引き出せておりませんが、この団体の預金残高証明書ですが、これは監査のため関係書類と一緒に市の方に持っていったものが、この残高証明書だけが戻ってきていないとのことであります。この管理はどうされていたのか。また、返却の方法は、この預金残高証明書だけが戻ってこなかったということは、この室内で風で飛ぶわけでもないし、だれかが抜き取るという行為をしたと考えられますが、そこはどう考えておられるのか。また、こういう大事なものを抜き取るということは窃盗行為になるのではと、市としては警察に対し被害届を出すくらいの気持ちで挑まなければならないのではないか。また、当の職員がどれくらいの範囲で、だれに給与証明書、また預金残高証明書を渡したのか、そこら辺も把握できていないのか、ちょっとお聞きします。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

団体からの書類提出、調査目的ということで書類を市の方に提出いただきまして、調査を終了ということで返却するまでに約1カ月間程度、市の方でその書類を預かっておりました。

その間に書類が紛失したことになるっておりまして、現在私の方といたしましては、その書類が実際あったのか、なかったのかという確認もしておりませんが、その確認作業も含めまして調査中ということで答弁にかえさせていただきます。

○議長（小池幸照君）

8 番橋川宏彰君。

○8 番（橋川宏彰君）

これまでのことに関して、個人の所得情報が議員を含む複数の第三者に渡り、それをまたさらに外部の人に見せたという個人情報の流出の連鎖が続いております。また、先ほど触れましたが、さっきのこの団体が監査を受けるために市へ提出した預金残高証明書も外部へ流出しております。市へ提出したはずの預金残高証明書のコピーが、回り回ってこの団体の関係者へ全くの部外者から戻ってきております。これが事実であれば、市の個人情報の取り扱いについて疑念を持たれても仕方がありません。このことは市当局は把握しておられないかもしれませんが、私は、これは見せてもらった人から聞いて確証を得ております。

この団体の関係者は大きな衝撃を受けられ、事の重大さから弁護士とも相談され、告訴も辞さないという考えでおられます。また、この団体の事務職の方は、この市職員から、不要な残業をしているとか帳簿を改ざんしているとか一方的な追及を受け、体調を崩され、食事ものどを通らない状態が続いたと聞いております。

冒頭に申しましたが、市役所のような公共機関は住民福祉の向上や高度な行政サービスの実現を目指すことを本旨とし、そのため円滑な行財政運営に資することを目的とし、市民のいろいろな個人情報を法律、法令の公権力に基づき強制的に取得、管理しておられます。それが仕事であると思っております。関係団体の業務監査や会計監査は確かにしっかりやっていただきたい、疑問や疑義があれば、これを指摘し速やかな改善を指導していただきたい、もし不正があれば厳格に対応していただきたい、これらのことは当然であります。しかし、今回のこの団体のケースは、目的や手続の過程からしても不明な点が多く、個人情報の取り扱いとも絡み、団体や関係者の名誉や心情を著しく傷つける結果となり、鹿島市の信用を失墜することにもなりかねません。早急に事実関係を確認して、問題とされていることの全容を明らかにしていただきたいと強く要望いたします。また、今後速やかに調査し必要な対応をされるとは思いますが、事の重大さからしても、単に内部での調査報告に終わることなく、結果はきちんと公表すべきであり、当然法的措置も視野に入れ、毅然たる対応が必要と私は考えますが、この点についての当局の考えをお聞きします。

○議長（小池幸照君）

出村助役。

○助役（出村素明君）

8 番議員御指摘の今回の件につきましては、先ほど総務課長がお答えをいたしております

ように、現在鋭意調査を行っております。そういう中で、不正取得の行為、あるいは守秘義務違反の行為等が明らかになりましたら、当然に厳正に臨むことになります。そのような覚悟で現在調査を行っているところでございます。

○議長（小池幸照君）

8 番橋川宏彰君。

○8 番（橋川宏彰君）

同僚職員の厳しいこととは思いますが、最後にですけど、今回の個人情報保護問題については、今後の市当局の取り組みに期待して見守っていきたいと思います。

最後、一つつけ加えたいのは、先ほども申しましたが、関係団体の業務監査や会計監査はしっかりやっていただきたい。疑問や疑義あれば、これを指摘して速やかな改善を指導していただきたい。もし不正があれば厳格に対応していただきたい。これらのことが日常的にしっかり取り組まれておれば、今回のような不可解な事態は起こらないと思われます。そのところはいま一度、体制を総点検していただきたいと思います。

この団体は、不当な公権力の行使には抗議をするが、団体や職員への調査については何ら隠し立てすることではなく、市当局の調査、監査の要請には誠意を持って応じると鹿島市へは伝えるとお聞きしております。

最後にお聞きしますが、警察へ被害届等は出す気持ちはないのか、それだけを1点最後に聞きたいと思います。

○議長（小池幸照君）

出村助役。

○助役（出村素明君）

先ほどもお答えしましたように、ただいま事実行為について調査中でありまして、その中で、個人情報保護条例違反とか鹿島市の情報公開条例違反というようなことになりますと、その中の規定にも懲役の規定、あるいは罰金の規定というのがあります。したがって、その調査の結果を十分見守って、その方向性について最終的には結論づけなければならないというふうに思っております。（「いや、途中で出ていた残高証明書の紛失に対して、文書紛失に対して被害届は出さないのか」と呼ぶ者あり）ええ、ですから、今申し上げますように、事実行為については今十分調査を行っておりますので、その結果に基づいた、そういうケースになる場合もあろうかと思いますが、まずは事実を確実に調査することだと思っております。

○議長（小池幸照君）

8 番橋川宏彰君。

○8 番（橋川宏彰君）

それでは、次に教科書問題について質問いたします。

先ほど御答弁をいただきましたけど、答弁の中に、採択地区協議会の構成メンバー、採択地区内の研究委員会、藤津教育事務所管内と言われておりますが、メンバーはどうなっているのか。教育委員という名前は出てこなかったような気がしましたので、教育委員さんは教科書選定にかかわっておられないように思われますが、教育委員さんの参加は必要とされていないのか、お伺いいたします。

全国各地で開かれた教科書採択の推進ということで、教科書採択に至る過程、採択基準の情報公開についての取り組みが行われておりますけど、鹿島市においては具体的な取り組み計画があるのか、お伺いします。また、採択に市民、保護者の代表など地域住民が参画するについて検討されていないのか、お伺いします。

○議長（小池幸照君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

まず、地区の協議会のメンバーですけれども、だれだれだれということは控えさせていただきたいと思いますが、当然私ども教育委員会からも入りますし、あえて申せば学校関係者、あるいは一般代表として保護者等の方々も入る予定にしております。

教育委員会のかかわりですけれども、先ほど申しました無償措置法ですね、ここで第10条に県の教育委員会は市町村に対して適切な指導助言、または援助を行わなければならないとされておりますので、まずはその原則があります。それを受けまして、私どもの各市町の教育委員会は、例えば、具体的には見本本というのがありますから、それらの閲覧とかその学習、あるいは先ほど申しましたような小委員会での役割、こういったものが私ども教育委員会としても十分かわりを持っていかなければならないというふうに思っております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

8番橋川宏彰君。

○8番（橋川宏彰君）

私が持っている、これは平成14年8月30日、各都道府県教育委員会教育長殿に出された文部科学省初等中等教育局長矢野重典という名前で出ているのが、市町村教育委員会と採択地区との関係の明確化ということで、それぞれの採択地区において市町村教育委員会間で採択事務に関するルールを定め、あらかじめ公表するなど採択手続を明確にしておく取り組みを進めるよう市町村教育委員会に対する指導に努めることとこれはなっておりますけど、そういうことはなされておりますかね。

○議長（小池幸照君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

現行法の解釈からすれば、教科書採択の最終的な権限は、もちろん市町村の教育委員会にあるということになろうかというふうに思います。それだけに我々関係者は、教科書の意義とか採択に向けての流れなどを十分に理解して臨むことがもちろん重要かというふうに思っております。

そこで、子どもは十分学習をして臨むわけでありませうけれども、その事前の段階でいろんな立場の方々に調査研究もしていただく経過も踏まえて、判断基準の一つとさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

8 番橋川宏彰君。

○8 番（橋川宏彰君）

次に、歴史教科書について質問いたしたいと思います。

私は最近、知人から、中学校の歴史の教科書が自分たちの時代とは随分違っているという話を聞きまして、早速取り寄せて目を通してみました。その中で一つの例として、知人も指摘をしておりましたが、明治の元勳で明治憲法の基礎にかかわり、日本の初代総理大臣、千円札の顔にもなった伊藤博文に関する記述に関して、私も違和感があったわけですが、この伊藤博文自身に関する記述は余りないのに対して、朝鮮総督だった伊藤博文を暗殺した韓国人の安重根が韓国では英雄として取り上げられていることを安重根の顔写真入りで解説をしてありました。これは少しおかしいのではないかと感じましたが、こういうふうな教え方をするのは何か意味があつてのことなのか、このことについてはどうお考えでしょうかね。

○議長（小池幸照君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

基本的に教科書というのは、もう御存じのとおり、教科書を教えるのではなくて、教科書で、教科書を使ってということになりますから、取り扱いのやり方によってはいろいろ工夫を凝らす一つの手法だろうというふうに思っております。

基本的に、学校でのやはりほかの教材に比べたら、子供たちにとっては一番主たる教材として重要な役割を果たすのが教科書ですね。議員さん方もその教科書をやっぱり手元に置いて学習なさったと思いますが、すべて厳正な検定基準を経てきているわけですので、私はどの教科書が云々というよりも、すべての教科書を同じ距離に置いて、やはり採択の公正の確保に努めていく必要があるというふうに思っております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

8 番橋川宏彰君。

○8 番（橋川宏彰君）

教育長の考えも一理あると思いますが、私はこの教科書で鹿島市の子供たちが歴史を勉強しているのだと思うと、若干ちょっと不安な感じもいたします。それは、これでいわゆる自分の国を愛する心がはぐくまれるのかなと思うからでありまして、国の学習指導要領にも、最近でははっきりと、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を育て、国民としての自覚を育てると明記してありますが、そこで、鹿島市には東亜工機、森鉄工と、世界一の企業があります。国際人となるためには、自分の国への誇りと愛着を持つことが歴史教育の基本だというのは国際社会の常識ということでありますが、自分の先祖を否定するようなことや日本をおとしめるような教科書になってはいないのか、ちょっと心配でもあります。

また、中国、韓国は、日本の歴史教科書に対して、自国の主張どおりの内容を日本の子供たちに教えるように言っております。しかし、私は、日本の歴史を事実に沿ってきちんと書いてある教科書で子供たちに教えていかなければいけないと思っておりますが、これは2001年の日中友好交流会議の決議文の中で、ある会社の教科書を採択しないよう各地の教育委員会へ強く求められていますので、鹿島市の日中友好協会の会長として市長の意見をちょっと聞きたいと思います。また、中国、韓国の日本の歴史教科書に対しての介入をどのように受けとめておられるのか、これも教育長と市長にお聞きしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

他国からいろいろと指摘等を入れた教科書を取り入れるのではないかなというような懸念等かと思いますが、ある出版社の分を特別視するようなことは全くありません。それはなぜかというと、やはり教育の政治的中立性というのを堅持しなくてはいけないという観点であります。また、もちろんそういうことはありませんし、またあってはいけないというふうに思っています。

自分の国を愛する、あるいは誇りを持てる子供、こういうことであってほしいということとは全く同じ思いであります。

以上です。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

日中友好協会の鹿島市の会長もしておりますが、その歴史教科書については私自身もちょっと目に余るなという感じは箇所箇所では持っています。もちろん、戦争を肯定するものでもありません。また、二度とこういうことは繰り返してはいけないということをお子たちに徹底して教え込むことも必要です。しかし、その取り上げ方とか、取り上げ方の大小とか、いろいろ見てみますと、どうも作意があるんじゃないかという感じが正直言っていたこ

ともございます。

しかし、いずれにしましても、鹿島市での教科書選定については、教育長が十分な議論をして採択しておりますので、私はこれを是としながらやっておるところであります。

○議長（小池幸照君）

8 番橋川宏彰君。

○8 番（橋川宏彰君）

最後になりますけど、一つの提案とお願いをして終わりにしたいと思います。

それは、鹿島市の子供たちがどんな教科書で勉強しているのか、市民の関心を高めるためにも、さっき言いました通達にもありましたが、各学校の図書館、また公立の図書館、エイブルなどで自由に閲覧できるようにコーナーを設けていただいて、そこに置いていただきたい。その際は、教師用の副本、手引書もあると思いますけど、それも一緒にお願いしますので、そこら辺をぜひ検討していただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

初めの方の私のコメントの中に、見本本というのを申し上げたと思います。現在といいますか、6月17日から7月1日まで鹿島小学校の一画に教科書センターというのを設置しているんです。これは市報にも載せていたかと思います。一般の方々向けに、いつでもどうぞという閲覧場所提供をしております。学校から保護者あたりにも十分その辺の周知をしておりますので、まずはその辺で一般の方々の御利用をいただければ幸いかと思っております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

以上で8番議員の質問を終わります。

以上をもちまして、通告による一般質問は全部終了いたしました。

明17日から20日までの4日間は休会とし、次の会議は6月21日午前10時から開き、議案審議を行います。

本日はこれにて散会をいたします。

午後4時29分 散会